

第四部
生活文化部

第一章 概 説

第一節 組織等の変遷

県民の生活を重視した行政を推進し、文化や伝統等を核とした誇りある群馬づくりを推進するため、平成二十年四月、総務部、企画部、健康福祉部、観光局に分散していた県民生活に関する業務及び観光局、教育委員会で所管していた文化振興に関する業務を一元化し、七課一課内室(県民生活課、消費生活課、NPO・ボランティア推進課、人権男女共同参画課、少子化対策・青少年課、国際課、文化振興課、治安回復対策室)八地域機関等(女性相談所、三山寮、パスポートセンター、近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館)体制の生活文化部を新設した。

県民生活課は、総務部から県民センターを移管し、主管課として設置した組織であり、人権男女共同参画課から分離して、県民生活課の課内室として治安回復対策室を設置し、平成二十一年四月に治安回復対策室を県民防犯推進

室に改称した。

消費生活課は、県民センターにおいて分掌していた消費生活業務を独立し、当部に移管して設置したものである。

NPO・ボランティア推進課は企画部から、人権男女共同参画課は総務部から、それぞれ当部に移管して設置したものである。

少子化対策・青少年課は、健康福祉部から少子化対策、青少年の健全育成施策を移管し、設置したものである。

国際課は、企画部から多文化共生支援施策を、産業経済部から国際化推進施策を、それぞれ移管・統合し、設置したものである。

文化振興課は、観光局地域創造課及び教育委員会文化課が所管していた文化振興業務を一元化し、当部に移管して設置したものである。

地域機関等では、平成二十年四月の当部の新設に伴い、総務部から女性相談所及び三山寮、産業経済部からパスポートセンター、教育委員会から近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館及び土屋文明記念文学館がそ

れぞれ当部に移管となり、二十一年四月に男女共同参画に
関する施策を総合的に推進する拠点として、ぐんま男女共
同参画センターを設置した。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月現在の生活文化
部は、県民生活課、消費生活課、NPO・ボランティア推進
課、人権男女共同参画課、少子化対策・青少年課、国際
課、文化振興課、県民防犯推進室の七課一課内室、ぐんま
男女共同参画センター、女性相談所、三山寮、バスポートセ
ンター、近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博
物館、土屋文明記念文学館の九地域機関等で組織され、職
員数は百七十三名となった。

歴代の生活文化部長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
生活文化部長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	小川 恵子
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	小此木久美子

第二節 主要な施策、事業等の推移

一 県民の安全・安心な暮らしの実現に向けて

(一) 情報公開の推進

県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県
民による県政への参加を進めるため、平成十三年一月に「群
馬県情報公開条例」を施行し、公文書の開示、情報の公表
や提供等、本県の情報公開を推進してきた。十八年七月に
は「県民意見提出制度運営要綱」を改正し、意見募集の対
象等について必要な見直しを行った。

個人情報保護の保護については、平成十三年一月に「群馬県個
人情報保護条例」を施行し、個人の権利利益を保護し、公
正で民主的な県政の推進に取り組んだ。なお、個人情報の
保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保
護に関する法律が十七年四月に全面施行となったことを受
け、同条例についても必要な改正を行った。

(二) 県民防犯の推進

地域社会において、日常的に安全が保たれ、犯罪が起こ
りにくいまちづくりを実現するため、平成十六年六月に「群
馬県犯罪防止条例」を施行し、県民・事業者・警察・行政が
一体となった取組を進めた。

また、平成十六年十月から、県や警察の職員が出向いて説明する県民向けの「防犯出前講座」を開始した。十八年には学習プログラム「地域安全マップづくり」による活動支援の開始、十九年には子ども向け講座の開始、二十三年度には女性向け講座を開始するなど、その後も講座内容の充実を図った。

(三)消費者行政の推進

消費者を取り巻く環境が急速に変化していく中で、県消費生活センターへの相談は、平成十一年度からの増加傾向が十六年度まで続いた。

このような状況下、県民に対するより身近な相談体制を整備するため、平成二十三年度までに県内十九市町郡に消費生活センターを設置し、複雑化・多様化する消費者問題に対応するとともに、消費者意識の高揚と啓発、従前の消費生活協力員制度を引き継ぎ十六年度に設置した消費者サポーターの取組等により、消費者生活の安定に努めた。

(四)犯罪被害者等の支援

国の動向を踏まえ、従来、警察が所管していた犯罪被害者等の支援に係る業務の一部が平成十八年度から人権男女共同参画課に移管するとともに、十九年十月、計画期間を二十三年度までとする「群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等への支援施策及び県民の理解の増

進等に取り組んだ。

同計画の終了を踏まえ、平成二十四年三月に二十八年度までを計画期間とする「第二次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定し、各種支援施策の推進を行うこととした。

二 全ての人に平等な機会が保障される社会の実現に向けて

向けて

(一)人権・同和行政の推進

平成十四年三月、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効したことから、同和地区・同和関係者を対象とした特別対策を終了し、一般対策として、人権思想高揚のための各種啓発活動に対する支援や隣保館運営費補助等の施策を実施した。

また、子どもに対する虐待やいじめ、女性への差別や暴力、障害者や高齢者に対する偏見や差別、同和問題等、さまざまな人権問題が存在し、複雑化・多様化している中、なお一層の人権教育・啓発活動を積極的に推進していくための指針として、平成十七年二月に「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定した。

(二)男女共同参画の推進

平成十三年三月、十三年度から十七年度の五年間を計画期間として、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定した。

また、地域社会等での具体的な取組を着実に進めるため、十六年三月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定した。

「ぐんま男女共同参画プラン」については、平成十八年三月の「群馬県男女共同参画基本計画(第二次)」の策定を経て、二十三年三月、「群馬県男女共同参画基本計画(第三次)」を策定し、男女共同参画のさらなる推進に取り組みることとした。

また、男女共同参画社会の形成に向けた事業や活動、協働、連携を推進する総合的な拠点施設として、平成二十一年四月、「ぐんま男女共同参画センター」を設置した。

DV(ドメスティックバイオレンス)への対応としては、平成十八年三月に「ぐんまDV対策基本計画」を策定した後、二十一年度から二十五年度の五年間を計画期間とした「ぐんまDV対策基本計画(第二次)」を二十一年三月に策定し、暴力のない社会の実現に向けて積極的な施策を展開していくこととした。

三 県民との協働の推進

地域を支える重要な担い手として期待される特定非営利活動法人(NPO法人)は、住民ニーズの多様化や複雑化等を背景に、その認証数は平成十四年度から二十三年度ま

での十年間で、四倍を超える増加となった。

この間、平成二十年二月に「NPOと行政との協働に関する指針」を策定し、本県におけるNPOと行政との協働の基本的な考え方やルールなどを示すとともに、今後の協働推進の環境整備の方向性を明らかにし、NPO等が行政との協働により取り組む具体的な活動を支援するため、国交付金等の活用による各種事業の実施や、「NPO活動支援整備資金」によるNPO法人への運転資金や設備資金の融資を行った。

平成十四年一月に設置した「NPO・ボランティアサロンぐんま」では、市民活動に関する相談や、ボランティア活動希望者とNPO・ボランティア団体のコーディネート、活動・交流の場の提供、情報の収集や提供等を行い、県民に対するボランティア・NPO等の市民の社会貢献活動に対する支援を行った。

また、平成十六年の新潟県中越地震、十九年の新潟県中越沖地震、二十三年の東北地方太平洋沖地震等の災害において、災害救援ボランティアの募集やボランティア・バスの運行等を行った。地震等の災害が多発する中、県民有志二十名が発起人となり、十七年九月、「災害ボランティアぐんま」が発足した。

四 少子化への対応と青少年育成施策の推進

本県における少子化対策については、平成八年三月策定の「ぐんぐんぐんま子育てプラン（群馬県エンゼルプラン）」に基づき子育て環境づくり事業として実施してきたが、十七年三月に次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、「ぐんま子育てヴィジョン二〇〇五（群馬県次世代育成支援対策推進前期行動計画）」を策定し、仕事と子育ての両立支援などを盛り込み施策を実施することとした。その後、前期計画実施状況の点検、新たな課題への対応を踏まえ、二十二年三月に「ぐんま子育て・若者サポートヴィジョン二〇一〇（群馬県次世代育成支援対策推進後期行動計画）」を策定し、取組を推進することとした。

この間、平成十九年十一月には子育て家庭を地域、企業、行政が一体となり応援する機運醸成を目的とした「ぐんまちよい得キッズバスポート」事業を開始したほか、独身男女の交流イベントや子育て情報の提供等、総合的に少子化対策に取り組んだ。

青少年育成施策に関しては、昭和三十六年に制定した群馬県青少年保護育成条例を平成十九年三月に名称変更の上、全面改正し、「群馬県青少年健全育成条例」を制定した。

この条例の施行を受け、従前の群馬県青少年保護育成審

議会と群馬県青少年問題協議会を統合した「群馬県青少年健全育成審議会」が新たに発足するとともに、平成二十年三月には、本県の青少年健全育成の取組の指針とするため、「群馬県青少年健全育成基本計画」を策定し、具体的な施策を推進することとした。

五 国際交流と多文化共生の推進

地域におけるグローバル化や東アジア・東南アジア諸国の急激な経済成長等、国内外の状況変化に伴い、今までの国際交流を中心とした県の施策を見直す必要が出てきたため、平成二十四年三月、「群馬県国際戦略」を策定し、本県経済の活性化につなげるための経済戦略を展開していくこととした。

また、国際交流を推進するため、語学指導を行う外国青年招致事業、（財）群馬県観光開発公社、（社）群馬県観光協会、群馬県温泉旅館協同組合が再編・統合し平成十九年四月に設立された（財）群馬県観光国際協会への支援、県内の国際交流に係る民間組織や市町村組織への支援、海外県人会への支援等を行った。

多文化共生に関しては、庁内各部署が横断的に取り組むべき総合的な施策の方向性を示すものとして、平成十九年十月に「群馬県多文化共生推進指針」を策定し、多文化共

生社会の形成による豊かな地域づくりを進めるため、各種事業を推進したほか、本県と群馬大学との官学連携の取組として、二十二年度から「多文化共生推進士」の養成を開始した。

した文化芸術に関する教育や普及啓発に取り組んだ。

六 地域文化の振興

昭和五十六年に全国に先駆けて宣言された「文化県群馬」宣言の実現を目指すとともに、本県特有の文化を生み育ててきた風土を大事に守り次世代に引き継ぐことを基本的な考えとして、平成二十四年三月に「群馬県文化基本条例」を制定した。

芸術文化においては、音楽における「群馬交響楽団」による積極的な演奏活動をはじめとして、演劇、美術、書道、写真、茶道、文学等、様々な分野における取組に支援を行った。

本県特有の文化の一つである「上毛かるた」に係る取組としては、平成二十一年度度に小学四年生用の副読本として『上毛かるた』で見つける群馬のすがた』を全ての小学校へ無償配布するとともに、二十二年度にはガイドマップ『上毛かるた』ゆかりの地文化めぐり』を発行した。

また、文化施設については、文化芸術の鑑賞、創造又は交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を活か

第二章 県民生活課

第一節 組織等の変遷

第二項 県民生活課

一 県民生活課

平成十四年四月現在、県民生活課は環境生活部にあり、課長以下二グループ（消費者支援グループ、NPO・ボランティアグループ）体制であったが、十五年四月、消費者支援業務を環境政策課へ移管するとともに、NPO・ボランティア業務を総務部に新設したNPO・ボランティア室に移管し、組織を廃止した。

平成十六年四月、治安回復推進体制をより強化し、総合的な施策の推進を図るため、総務局地域創造課に課内室の治安回復対策室を設置し、十八年四月に総務局人権男女共同参画課に移管した。

平成二十年四月、県民生活を重視した行政を推進し、文化や伝統等を核とした誇りある群馬づくりを推進するた

め、生活文化部を新設し、同部の主管課として県民生活課を設置した。組織の編成は、総務係、企画予算係を新設し、県民センターにあつた情報公開係、相談案内係を編入し、人権男女共同参画課から治安回復対策室を移管した。

平成二十一年四月、治安回復対策室を県民防犯推進室に改称し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は次のとおりである。

県民生活課長		次長		県民センター長	
総務係 (三名)	職員的身分、服務、給与、表彰、文書	企画予算係 (四名)	予算、決算、会計、議会、管財、企画調整	情報公開係 (四名)	情報公開、個人情報保護、公益通報者保護制度
相談案内係 (二名)	県民センター運営、行政資料の収集・公開・有				

県民防犯推進室長	県民防犯推進係 (二名)	償頒布、県民の日常 及、映像情報、ぐんま ちゃん着ぐるみ 県民防犯の推進、群馬 県犯罪防止推進条例、 防犯出前講座
----------	-----------------	--

職名	在職期間	氏名
県民生活課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	下城 茂雄
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	磯田 文男
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	奈良 三郎
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	萩本 勝美
治安回復対策室長	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	田中 一雄
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	相田 義夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	相田 義夫
県民防犯推進室長	自平成二二・三・三一 至平成二三・三・三一	相田 義夫

〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一 自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	三田 功 小此木康明
---	--	---------------

二 県民サービス課

平成十四年四月、県民サービス課は総務部内にあり、情報公開グループ、相談案内グループの二グループであった。歴代の課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
県民サービス課長	自平成一四・四・一 至平成一四・二〇・三一	登坂 建一
総務部長兼 県民サービス課長	自平成一四・一一・一 至平成一五・三・三一	関根 宏一

三 県民サービスセンター

平成十五年四月、県民サービス課の二グループを統合し、名称を県民サービスグループへ変更した。また、組織の名称も、県民サービスセンターへ変更した。所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
NPO・ボランティア 室長兼県民サービ センター所長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	富岡 守

四 県民センター

平成十六年四月、環境生活部環境政策課から消費者グループが移管され、情報公開グループ、相談案内グループと併せて三グループ制となり、組織の名称も県民センターへ変更した。また、環境政策課の地域機関であった消費生活センターは、県民センターの地域機関となった。

平成十八年四月には、地域機関であった消費生活センターを廃止し、消費者グループを消費者行政グループ、消費者支援グループ、指導グループの三グループに再編したため、五グループ制となった。

平成二十年四月、生活文化部が新設され、グループ制が廃止されたことにより、情報公開グループ、相談案内グループは、情報公開係、相談案内係として県民生活課へ編入された。また、消費者行政グループ、消費者支援グループ、指導グループは、消費者行政係、消費者支援係の二係へ再編され、同じ部内に新設された消費生活課へ移管された。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
県民センター所長	自平成一六・四・一 至平成一七・二〇・二五	青木 宏司
総務局長兼 県民センター所長	自平成一七・二〇・二六 至平成一七・二二・二五	荒井 道明
県民センター所長	自平成一七・二二・二六 至平成一九・三・三一	佐藤 直美
県民センター所長	自平成一九・三・三一 至平成二〇・三・三一	堀越 一男

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 県民センター運営

一 県民センター

来庁者スペースは、県民サービセンターとして親しまれてきたが、平成十六年四月、所属の名称変更により、施設名も県民センターへ改称した。県民センターでは、行政資料の

配架や有償頒布を行うほか、相談案内、情報公開など県政の総合窓口としての役割を担った。

行政資料コーナーでは、国・県・市町村の行政資料の閲覧・貸出しに対応した。平成二十三年度末の配架資料数は、一万二千百十五冊である。

有償頒布コーナーでは、県の行政資料のほか、群馬県関係図書やぐんまちゃんグッズの販売も行った。平成十四年度から二十三年度までの県の行政資料の頒布総数は、十五万六千二百四十四冊である。

情報発信コーナーでは、県政に関心を持ってもらうため、県の主要施策や事業内容をパネル展示等により紹介した。

このほか、県のイベントの案内ちらし、市町村パンフレット、各種試験案内等を配架した。

平成二十一年一月には、「県民センターの運営に関する検討会」を設置し、その検討結果に基づき、二十一年度に県民センターの展示配列、展示内容等のリニューアルを行った。

県民センターの利用者数は、平成十四年度から二十三年度まで延べ四十二万二千八百六十人であり、県民センターの開庁日の開設時間は、次のとおりである。

開設時間の推移

年度	開設時間
平成一一～一九	午前八時三〇分～午後十時
平成二〇	午前八時三〇分～午後七時
平成二一	午前八時三〇分～午後五時三〇分
平成二二	午前八時三〇分～午後五時一五分

※開庁日の開設時間は、午前九時からである。

二 案内業務

県庁舎の総合窓口として、一階正面玄関ホール、駐車場棟エントランスホール、二階県民センター、三十二階展望ホールにおいて、来庁者に対する案内業務を行った。

また、社会科学見学に訪れる小学生を中心に、県庁舎の団体見学案内を行った。平成二十三年度の案内数は百四十五団体である。

また、展望ホールへの来場者数は次のとおりであり、展望ホールにおいて記念品の贈呈等、セミナーを行った。

来場者数の状況

来庁者数	到達日
一五〇万人	平成一四年一月一七日
二〇〇万人	平成一六年 八月二五日

二五〇万人	平成一八年 八月一〇日
三〇〇万人	平成二〇年一月二四日
三五〇万人	平成二三年 八月二四日

三 相談業務

平成十五年度まで、「県民相談」、「保健福祉一一〇番」により相談業務を行っていたが、十六年四月からは、年中無休でいつでも相談できる窓口として「県民電話相談二十四」を開設した。この事業は、県民が抱える様々な悩みや心配事、県政に対する質問や苦情・提言、イベントの問合せなど幅広く相談に対応していたが、悪質商法などのトラブルの増加により、十八年度からは消費生活相談の機能を強化した。

平成二十年度からは、過去四年間の相談実績の検討により、相談時間を午前八時三〇分から午後十時までに見直し、名称も「県民電話相談」とした。

また、他の専門の相談機関の充実等、事務事業仕分け検討会の検討結果により、平成二十二年度末には専用回線による「県民電話相談」を終了した。

県民電話相談による相談件数は、次表のとおりである。

相談件数の推移

年度	相談件数	
	昼	夜
平成一六	四、〇九七	二、二四一
一七	四、七二五	二、七〇六
一八	五、九九二	二、六四七
一九	六、二二二	三、四七七
二〇	五、四八九	一、九九二
二一	六、〇二五	三、〇〇五
二二	五、五六九	二、四二四

※昼の時間帯は、午前八時三〇分から午後五時一五分（平成十九年度から二十一年度は、午後五時三〇分まで）である。

四 ぐんまちゃん着ぐるみ

平成六年のゆうあいピック群馬大会で県のマスコットとして登場したゆうまちゃんは、平成二十年七月に名称を「二代目ぐんまちゃん」に変更したため、着ぐるみも「ゆうまちゃん着ぐるみ」から「ぐんまちゃん着ぐるみ」へ名称変更した。

着ぐるみ貸付けについては当初無償で行われていたが、平成十二年六月から県主催事業等での利用を除き有償とし、営利目的での利用は一万円、非営利目的での利用は千五百

円の利用料となつている。

ぐんまちゃん着ぐるみの需要は年々高まつており、直近三か年の貸付承認件数は、次のとおりである。

ぐんまちゃん着ぐるみ貸付承認件数

年度	貸付承認件数	
	無償貸付	有償貸付
平成二一	七六件	五五件
二二	一一二件	七八件
二三	一一八件	一一四件

五 県民の日普及推進

昭和六十年に十月二十八日を「群馬県民の日」と定めて以降、県内各地で様々な記念事業や施設開放が行われてきたが、これらの情報の一覧を作成し、県内市町村や地域機関等で配布した。

平成二十三年度(十月一日から十一月三十日まで)の事業実績は、事業数百三十五事業、施設数百九十六施設、参加者数四十一万八千八百九十一人となつている。

六 公益通報者保護制度

平成十八年四月一日の公益通報者保護法の施行に合わ

せ、同日から群馬県公益通報者保護制度運営要綱を施行し、労働者の外部通報窓口としての役割を担つている。二十三年度までの運用状況は、通報者が退職していたり、対象法令違反でないなど、公益通報として受理した実績はないが、通報内容により情報提供として対応している。

第二項 情報公開制度推進

一 情報公開制度

平成十三年一月から施行された群馬県情報公開条例は、「公文書の開示」、「情報の公表」、「情報の提供」を三本柱としており、この条例により、県では公正で透明な行政の推進、県民による県政の参加を進めてきた。

平成十四年度には、「群馬県みんなの情報公開研究会」を設置し、情報公開の在り方について研究した。

平成十八年七月には、「県民意見提出制度運営要綱」を全部改正し、意見募集の対象に審査基準、処分基準、行政指導指針の制定及び改廃を加えるほか、立案段階における意見募集や三十日を下回る意見募集期間の設定を可能とした。

公文書の開示請求件数等は、次表のとおりである。

公文書開示請求件数等の推移

年度	請求件数	対象公文書数
平成一四	一、〇一九	一、二九四
一五	一、〇九七	二、一六六
一六	九七三	四、二二三
一七	九七五	二、四〇九
一八	一、一五一	一、二二七
一九	一、四〇二	九、七六一
二〇	一、三四五	一、一三三
二二	一、一四五	五、七二四
二二	一、三四七	九、一六一
二三	一、三二一	八、九五一

また、平成二十三年年度の意見募集件数は三十二であり、提出意見数は百四十九であった。

情報公開条例に基づく附属機関として、群馬県情報公開審議会と群馬県公文書開示審査会が設置されている。

情報公開審議会は、情報公開に関する重要な事項等を調査審議する機関であり、公文書開示審査会は、開示決定等に対する不服申立てについて、実施機関からの諮問に応じ、調査審議する機関である。公文書開示審査会は、急増した不服申立てに対応するため、平成十八年七月から二十

二年十月まで二部会制で運営した。

公文書の開示決定等に対する不服申立ての件数は、次表のとおりである。

不服申立て件数の推移

年度	申立件数
平成一四	二〇
一五	一四
一六	一六
一七	二四
一八	六三
一九	五九
二〇	四六
二二	二四
二二	二五
二三	二五

二 個人情報保護制度

平成十三年一月から施行された群馬県個人情報保護条例では、個人情報保護の適正な取扱いや県が保有する個人情報の開示、訂正請求等について定めており、個人の権利利益を保護し、公正で民主的な県政を推進してきた。

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行により個人情報保護条例を改正し、平成十七年四月には、条例の適用除外となる事業者等を定める規定を施行し、同年十月には、利用停止請求に関する事項、書面により個人情報を取得する場合の本人への利用目的の明示や目的外利用・提供の条件、情報漏えい等への罰則規定等を施行した。また、十八年四月からは、実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた。

個人情報保護条例により、県が個人情報を取り扱う際には、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供さなければならぬこととされており、平成二十四年三月三十一日現在の登録簿への登録件数は、二千四百十一件となっている。

個人情報の開示等請求件数は、次表のとおりである。

個人情報開示等請求件数の推移

年度	開示請求		訂正請求	利用停止請求
	書面	口頭		
平成一四	一〇	三、九一四	〇	/
一五	八	四、四五八	〇	/
一六	二六	四、二三五	〇	/
一七	二四	三、七五〇	〇	〇

一八	二三	三、六〇四	〇	二
一九	四三	三、五四〇	一	〇
二〇	四八	三、六二一	〇	〇
二一	六七	三、八五五	〇	一
二二	九六	三、六九八	〇	〇
二三	七六	四、一三〇	〇	〇

※利用停止請求制度は、平成十七年度に設けられた。

個人情報保護条例に基づく附属機関として、群馬県個人情報保護審議会が設置されており、開示等決定に対する不服申立てについて、実施機関からの諮問に応じるほか、条例が定める個人情報取扱原則の例外等についての諮問に応じ、調査審議を行っている。

個人情報の開示等決定に対する不服申立ての件数は、次表のとおりである。

不服申立て件数の推移

年度	申立件数
平成一四	一
一五	〇
一六	二
一七	六

一八	三
一九	二
二〇	三
二一	四
二二	三
二三	二

第三項 県民防犯推進

一 県民防犯の推進

平成十六年の県の刑法犯認知件数は、四万二千六百四十三件となり、三年連続で戦後最多記録を更新した。このような状況を受け、県民や観光等で本県を訪れる方が安心して暮らし、滞在することができると安全な社会の実現を図ることを目的として、十六年六月十六日に群馬県犯罪防止推進条例を施行した。この条例に基づき、各市町村において治安回復対策の責任者となる「治安回復専門官」の設置をはじめ、個別分野の安全対策として三つの指針の制定、地域における自主防犯活動のリーダーの養成など、県民・事業者・警察・行政が一体となった取組を推進してきた。

その後、県の刑法犯認知件数は七年連続で減少し、平成二十三年には二万九百八十一件と、十六年のピーク時から

半減した。しかし、減少率は近年鈍化しているほか、振り込め詐欺、自転車盗、万引、車上ねらい、空き巣など、県民に身近な犯罪が相変わらず多発しており、体感治安は予断を許さない状況にある。

二 防犯出前講座

自治会、老人会等の会合に県や警察の職員が出向いて、犯罪の手法や対策等を、実演を交えながら具体的に説明する実践的な防犯出前講座を平成十六年十月に開始した。その後、十八年には、犯罪が起こりやすい場所はどこなところか見分ける能力を身につけさせる学習プログラム「地域安全マップづくり」の活動支援を開始、また、十九年には子どもの誘拐や連れ去りの防止を目的とする子ども向け防犯出前講座を開始した。さらに、二十三年度からは護身術の実演等を交えた女性向け防犯出前講座も開始している。



第三章 消費生活課

第一節 組織等の変遷

第一項 消費生活課

一 消費生活課

平成二十年四月、県の大規模な機構改革の一環として設置された生活文化部に、四年四月以来廃止されていた消費生活課が改めて設置され、総務部県民センターで分掌していた消費者行政（消費生活センターの運営を含む。）に係る事務を引き継ぎ、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

消費生活課長 次長	企画指導係 (七名)	消費者行政推進、消費者被害防止対策、消費者団体育成・指導
	消費者支援係	消費者相談、消費者

	(五名)	
		教育推進、消費生活センター運営

職名	在職期間	氏名
消費生活課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	片貝 好昭
”	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	野本 守利
”	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	金田 昇

第二項 地域機関

一 消費生活センター

昭和四十六年一月に旧産業会館内に設置され、平成十年一月に群馬県社会福祉総合センターに移転し消費生活相談業務を行っていたが、十八年四月、機構改革により、消費生活センターは県民センターの内部組織とされた。この間

の所長は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
消費生活センター所長	自平成二〇・四・一 至平成二一・五・三・三一	中山 正司
”	自平成二一・五・四・一 至平成二二・七・三・三一	金田 暉男
”	自平成二二・四・一 至平成二三・一・三・三一	久保田泰良

平成二十年四月の組織改革に伴う県民センターの改組により、消費生活課内に設置され、現在に至っている。

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 消費者行政

一 消費者行政の推進

県の消費者行政は「消費者保護基本法」と「群馬県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき実施されて

きたが、平成十六年以降は、両法令の全面改正により制定された「消費者基本法」(十六年六月二日施行)、及び「群馬県消費生活条例」(十八年七月一日施行)に基づき推進されている。

国では、平成二十一年九月に消費者庁及び消費者委員会が設置され消費者行政の一元化が図られるとともに、地方消費者行政の充実強化のため地方消費者行政活性化交付金が予算化された。県ではこの交付金を財源として「群馬県消費者行政活性化基金」を造成し、相談体制の機能強化や町村消費者行政への支援等を図ってきた。

また、同年に、消費者の安全確保や消費生活センターの設置などを定めた消費者安全法が施行されたが、この国の動きを受け、県では、消費者行政の総合調整を行うことなどを目的とする、「群馬県消費者行政推進本部」を設置した。

消費者を取り巻く環境は、国際化、高齢化、高度情報化等の進展により急速に変化しており、これに伴い消費者問題も複雑・多様化してきた。また、その変化を悪用した様々な手口の悪質商法による消費者被害も後を絶たない状況である。

このような状況を受け、平成二十年度までに整備されていた県内十二市での消費生活センターに加え、二十二年度

に甘楽町、玉村町、大泉町、邑楽町、吾妻郡、二十三年度に板倉町、明和町がそれぞれ消費生活センターを開設し、県内十九市町郡に消費生活センターが配置された。このことで、住民にとって、より身近な相談体制が整備された。

併せて、複雑・多様化する消費者問題の中で、特にその被害が多い高齢者等の被害防止のため、平成十七年度に群馬県高齢者等消費者被害防止対策連絡会議を設置し、関係部局及び関係団体との連携のもとに、高齢者への見守り体制の強化等に取り組んだ。

また、深刻な社会問題となっている多重債務者問題を解決するため、平成十九年度からは、群馬県多重債務者対策協議会を設置し、無料法律相談等による救済に取り組んだ。

一方、次々に発生する悪質商法に対処するため、「特定商取引法」等に基づく、悪質な取引への監視や事業者への指導などを実施した。

消費者行政を効果的に推進するためには、地域における消費者の意識の高揚と啓発が不可欠であり、それには健全な消費者団体の育成が必要である。このため、県では、群馬県くらしの会連絡協議会や群馬県消費者団体連絡会が実施する消費者啓発を目的とした講演会等へ助成した。

また、平成二十三年度には、「住民生活に光をそそぐ交

付金」を活用し、「消費生活に関する県民意識調査」を実施し、消費者問題についての関心度、消費者トラブルへの対応方法などに関する県民意識について現状把握を行った。

二 取引の安全と適切な選択の確保

県内消費生活センターへの相談件数は、平成十一年度からの増加傾向が十六年度まで続いた。特に十六年度では、架空請求・不当請求(有料サービス利用料などについて利用もしていないのに「未納料金を払え」という身に覚えのない請求、迷惑メールを開いたところ有料サイトに登録されたなど)に関する相談が急増したため、対前年度比三十八・九%の増加となった。その後、架空請求・不当請求が沈静化したことなどにより、二十三年度までは減少傾向が続いた。

近年では、高齢者(六十歳以上)に関する相談が増加しており、平成二十三年度では相談件数全体の約三割を占めている。また、商品分類別にみると、インターネット関連を中心とした「運輸・通信サービス」、投資関連等の「金融・保険サービス」、携帯電話やテレビなどの「教養娯楽品」に関する相談が多い傾向が続いている。

消費生活相談件数は、次表のとおりである。

消費生活相談件数の推移

年度	相談件数	県センター	市町郡センター
平成一四	一九、二八〇	八、六一四	一〇、六六六
一五	三八、三七三	一八、〇六五	二〇、三〇八
一六	五三、二八四	二三、三八二	二九、九〇二
一七	三〇、六一二	一三、三八九	一七、二二三
一八	二七、二四四	一〇、六四三	一六、六〇一
一九	二〇、六一九	七、八四六	一二、七七三
二〇	一八、七三一	六、八七七	一一、八五四
二一	一七、七八〇	六、三九一	一一、三八九
二二	一七、一一五	五、七四〇	一一、三七五
二三	一六、二九三	五、三六〇	一〇、九三三

なお、平成十二年度まで委嘱してきた消費者行政推進協力員は、十三年度からは消費生活協力員制度へ引き継がれたが、十六年度には、新たに消費者サポーターを公募により設置し、消費者行政の窓口としての協力及び表示の監視等を実施した。

また、公正な競争の確保を図り消費者の利益を確保するため、「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、事業者に対する景品や広告、商品の表示に関する指導を行った。

三 啓発活動の推進

消費者啓発としては、平成十八年度までに、市町村や消費者団体の要望により職員を派遣する「移動教室」、高齢者対象の「高齢者教室」、通信講座等の「消費者講座」等を行うほか、試買テストや消費者からの依頼テストを含む商品テスト等を実施した。

また、平成十九年度からは、「消費者出前講座」として、若者から高齢者の各年代層に向けた啓発活動を行った。

これと併せて、平成二十一年度からは群馬県消費者行政活性化基金を活用し、悪質商法の手口や消費生活相談窓口の周知広報、消費生活相談員の資質向上等に取り組んできた。

四 金融広報

「健全で合理的な家計運営」を推進するため、関係機関や団体と群馬県金融広報委員会を組織し、暮らしに身近な金融に関する広報・消費者教育活動を展開している。同委員会は、金融経済情報の提供、生活設計の勧め、金融教育の普及等を活動の柱とし、緊密な連携の下に金融広報アドバイザーの委嘱、金銭教育研究校の指定等の事業を行った。

五 物価行政

生活関連物資等価格調査は平成十四年度から休止していたが、原油及び原材料価格等の高騰を受け、二十年度から、生活関連物資小売価格調査の実施を群馬県くらしの会連絡協議会に委託し、二十三年三月に発生した東日本大

震災をはじめとする社会状況や気象現象等の変化を考慮しながら、県民生活に関わりの深い生活関連物資の価格及び需給の動向を把握した。

第四章 NPO・ボランティア推進課

第一節 組織等の変遷

第二項 NPO・ボランティア推進課

一 NPO・ボランティア推進課

平成十七年四月、それまでのNPO・ボランティア室を改称し、課長以下一グループ(NPO・ボランティアグループ)体制によるNPO・ボランティア推進課が発足した。

平成二十年四月、県民生活を重視した行政を推進する

ために新設した生活文化部に、課長以下二係(NPO・ボランティア係、県民協働推進係)体制で編入となり、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は次のとおりである。

NPO・ボランティア推進課長	NPO・ボランティア推進係	NPO・ボランティア活動(市民活動)の支援、NPO法人の認証等
	県民協働推進	NPOと行政との協働

進係 (二名)	推進、災害ボランティア
------------	-------------

職名	在職期間	氏名
NPO・ボランティア推進課長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	富岡 守
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	大矢 一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二三・三・三一	田中 一雄
〃	自平成二三・四・一 至	三田 功

二 NPO・ボランティア室

平成十五年四月、従来の部局の枠にとらわれることなく、総合行政の観点から県民との協働を推進するため、NPOやボランティアの振興、NPO法人に関する事務を分掌していた県民生活課を廃止し、室長以下グループ(NPO・ボランティアグループ)体制でNPO・ボランティア室を総務部に新設した。

平成十六年四月、新たに導入した理事制において企画分

野に移管した後、十七年四月、NPO・ボランティア室をNPO・ボランティア推進課に改称した。
歴代の室長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
NPO・ボランティア室長兼県民サービスセンター所長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	富岡 守
NPO・ボランティア室長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	富岡 守

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 市民活動支援

一 NPO法人設立認証等事務

(一) 法律改正

平成十年十二月の特定非営利活動促進法施行後、十五年五月の一部改正により、特定非営利活動の種類が追加され、活動分野が十二から十七に増加した。

また、数度の税制改正に伴い、認定NPO法人制度の認定

要件の緩和が行われた。

(二) NPO 法人の認証数の推移

平成十年十二月の特定非営利活動促進法施行後十四年度末現在のNPO法人認証数は、全国一万六千六百六十四、うち本県は百五十三であった。その後、二十三年度末には、全国四万七千五百四十、うち本県は六三六となり、十四年度から二十三年度までの十年間で、NPO法人認証数は全国、本県ともに、四倍を超える増加となった。

(三) 設立の認証の取消し

法人認証数の増加に伴い、平成十八年度以降、設立の認証の取消しを行っており、各年度二法人から九法人の処分を行った結果、二十三年度末までの取消し法人数は十九法人に達した。

取消し事由のうち最も多いのは、事業報告書三年以上未提出である。そのほかに、NPO法人が運営する老人福祉施設の火災事件や、暴力団員を役員にしていた法人に対する改善命令違反等がある。

二 市民活動推進事務

(一) NPO・ボランティア活動の振興

NPOについては、自立的な運営ができるよう側面支援を行った。NPO等の課題である人材育成を支援するため、事

業の企画や実施を行政との協働事業として行うモデル的な事業の実施や、希望者がNPOでの実務体験を行い、市民活動への理解・意識を高めるとともに、NPO活動への自主的な参加を促進した。また、ボランティアについては、県民の誰もが興味を持つて、気軽に参加できるように、一般向けニュースレター「ブリーサ」とティーン向けニュースレター「ボラボラちよボラ」の二種類を発行し、ボランティア団体やNPOの活動内容やボランティア募集等、幅広い情報を発信した。

(二) NPOと行政との協働に関する指針の策定

NPOと行政との協働のあり方等についても考える場として、平成十八年一月、「群馬県協働のあり方研究会」を設置した。研究会は、学識経験者、NPO関係者、市町村及び県職員の十二人から構成され、十八年二月から翌年三月の間に十回の研究会を開催した。十九年三月に、研究会でとりまとめた提言書「群馬県協働のあり方研究会提言概要〜ぐんま新時代を拓くNPOと行政との協働の基本的な考え方〜」が県に提出された。県ではこの提言書をもとに、群馬県におけるNPOと行政との協働の基本的な考え方やルールなどを示すとともに、今後の協働推進の環境整備の方向性を明らかにするため、「NPOと行政との協働に関する指針」を策定した。

ア 策定の経過

年	月	経過
一九	三	群馬県協働のあり方研究会提言
一九	七	県企画会議に協働指針策定部会及びワーキンググループを設置(庁内における議論)
一九	一一	県議会総務常任委員会に指針案を説明
一九	一二	県民意見提出制度による意見募集実施
二〇	一	県企画会議で最終案を協議
二〇	二	指針策定

イ 指針の概要

NPOのとらえ方、NPOと行政との協働の定義を整理し、協働の背景と必要性、パートナーとしてのNPOの類型、効果、原則、進め方を整理した。また、県として取り組む協働の環境整備の方向性についても整理し、県事業の推進方向を示した。

(三) NPOと行政との協働に関する事業

ア 協働を着実に進めるための行政内部の推進体制の整備

平成二十年六月、各局局主管課次長等を構成員とするNPOと行政との協働推進会議を設置し、協働の考え方の浸透と情報共有・連携を図りながら全庁的に協働の取組を

進めた。

イ 協働の理解促進のための取組の充実

「NPOと行政との協働に関する指針」に示された協働の基本的な考え方をしっかりと浸透させていくため、協働を進める際の具体的な手順や協働実践事例紹介等を内容とする「協働実践ハンドブック」を作成した。また、協働に関する県・市町村職員研修を実施した。

ウ 協働の実践を図るための取組の充実

NPO協働提案。パイロット事業、県民・ボランティア・NPOと行政との意見交換会を実施した。

エ 県・市町村間の連携強化

協働に関する県・市町村職員研修を実施するとともに、協働実践事例に係る情報等の提供を行った。

オ 協働を浸透させるためのふりかえりの仕組みの充実

NPO協働提案、パイロット事業等に係るふりかえりを実践し、ノウハウ等を蓄積した。

カ パートナー育成に向けた取組の充実

多くのNPOでは活動のための人材や資金の不足、団体運営の実務に悩みを抱えているため、より充実した活動が行えるよう、NPOパワーアップセミナー等を実施した。

(四) 新しい公共支援事業

平成二十一年、第七十三回国会での鳩山内閣総理大臣の所信表明演説に基づき、二十二年一月新しい公共円卓会議が設置され、政府に対し、「これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、そのことで国民の選択肢を増やすことが必要である」とした「新しい公共」宣言がなされた。これに対し、政府はNPO等の新しい公共の担い手について、企業等とも連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を検討することとした。

平成二十二年十一月に成立した二十二年度補正予算により、予算額八十七・五億円の事業として、新しい公共支援事業が措置された。

この予算は、交付金として各都道府県に配分され、各都道府県では基金を設置し、NPO等の新しい公共の担い手にサービズ等を提供するとともに、NPO等が行政等との協働により取り組む具体的な活動を支援することとされた。

群馬県では、群馬県非営利団体活動支援基金条例を制定し、国の交付金一億七千七百万円を基金として受け入れた。この基金を活用し、平成二十三から二十四年度の二年間で「新しい公共」の担い手たるNPO等を支援する、NPO等活動支援事業を実施した。

ア NPO等の活動基盤整備のための支援事業
会計財務や活動広報等に関するセミナーや専門家によ

る指導など、団体の活動基盤の整備を支援した。

イ 寄附募集のための支援事業

寄附募集のための講座、寄附に関する理解を広げる啓発・広報等を実施する。

ウ 地域課題の解決に向けたNPO等と行政（県または市町村）との協働モデル事業

地域課題の解決に向けて、行政とNPO等が協働して行う取組を推進した。

これらの事業の実施にあたっては、事業の公平性や透明性を確保するため、外部有識者等からなる運営委員会を設置し、事業の選定や評価を行った。

三 NPO・ボランティアサロンぐんまの運営

平成十四年一月に昭和庁舎一階に設置されたNPO・ボランティアサロンぐんまでは、様々な分野の市民活動団体、NPOやボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人達やこれから活動を始めようとする人達の情報交換や相互交流の場として、自由に利用してもらう空間として活用された。

コーディネーターを一人常駐させ、市民活動に関する相談に対応するとともに、ミーティングコーナー、図書、資料コーナー、レターケース等を設置した。

また、市民活動団体向けセミナーを開催し、団体の運営支援を行ったり、ボランティア体験事業として、演奏者・運営者ともにボランティアのランチタイム見に来んさーと(ミニコンサート)や、パパ・ママと幼児が、県民広場のプラントナーに水をあげる親子水やりボランティア等を実施した。

平成十三年七月、太田市に太田NPOセンターが設置されたのはじめとして、県内市町村にも次々と市民活動支援センターが設置された。そのため、NPO・ボランティアサロンぐんまにおいては、NPO法人に対する専門的な相談対応や市町村市民活動支援センターの支援等を中心として運営の方向性を定めた。

四 NPO活動支援整備資金

NPO法人は、財産や予算の条件なしに設立される法人であるため財政基盤に乏しく、多くの団体が活動に必要な資金調達を会費や寄付金に頼っている。継続的・安定的な社会サービスの提供主体としてNPO法人が役割を發揮するためには、活動に必要な資金の調達環境整備が必要不可欠な状況であった。

これらを背景に、平成十一年四月、環境政策課所管の群馬県環境保全創造資金の一部に、NPO活動支援整備資金を創設した。同年十二月には、融資対象を全てのNPO法人

に拡大し、施設、一般事務機器等整備のための設備資金として利用できるものとした。

さらに、平成十四年度に同資金の枠内に運転資金を設け、NPO法人が事業を行う上で必要な小口の資金調達の円滑化を図った。

設備・運転両資金を合わせた新規融資の実績については、平成十四年度から二十三年度までの各年度において、五百万円から九千万円の融資を行った。

五 災害ボランティアネットワーク

(一)平成十六年新潟県中越地震

平成十六年十月二十三日、新潟県川口町で最大震度七、死者六十八名を出した平成十六年新潟県中越地震が発生した。群馬県では「新潟県中越地震災害救援ボランティア群馬県支援センター」を群馬県庁NPO・ボランティア室内に設置し、一般から応募のあった九名のボランティアとともに、支援業務を行った。

ア 新潟県川口町への支援

平成十六年十一月四日から十二月三日の間、一日あたり三十人程度の災害救援ボランティアを募集し、日帰りのボランティアバスを運行した。延べ七百九十四名のボランティアが参加した。

イ 新潟県山古志村への支援

平成十六年十月二十九日から十一月三日の間、県職員二名、ボランティア二名の四名を一班とし、県の公用車を利用し、七泊八日の日程で山古志村に五班、人員を派遣し、現地での支援を継続して行った。

(一)平成十九年新潟県中越沖地震

平成十九年七月十六日、新潟県柏崎市等で最大震度六強、死者十五人を出した平成十九年新潟県中越沖地震が発生した。群馬県では被災された方々を支援するため、同年七月二十五日から八月十日の間、ボランティアを募集し、日帰りのボランティアバスを運行した。延べ三百五十三名のボランティアが新潟県柏崎市で活動した。

(二)平成二十三年東北地方太平洋沖地震

平成二十三年三月十一日、三陸沖を震源とする最大震度七の東北地方太平洋沖地震が発生した。福島県相馬市では津波の高さが九・三メートルを超え、群馬県内でも震度六弱を観測した。

群馬県では、被災地の災害ボランティアセンターに職員を派遣して、情報収集した結果、被災地での泥かきなどの人手が必要とのニーズを確認したため、県民ボランティアを募集して、ボランティアバスを運行することとした。平成二十三

年四月二十日から四月二十八日を第一次、同年五月九日から十七日までを第二次の期間として、一回につき、二十名程度を二泊三日で、浸水家屋の泥出し等の活動をし、延べ百六十名が参加された。また、現地での県民ボランティアの調整のため、県職員を延べ十一人派遣した。

また、多くの支援物資が県民から寄せられたので、現地のニーズにあわせるため、県職員とともに延べ約百八十人のボランティアが、物資の仕分けを行った。

(四)災害ボランティアぐんま

平成十六年に、新潟県で起きた中越地震や水害などで、活動された多くの方々から、「災害ボランティア活動を組織化し、今後の災害に備えたい。」という気運が高まった。有志二十名による発起人が県の支援を受けながら協議を重ね、防災の日(十七年九月一日)に県民主体のボランティア組織として「災害ボランティアぐんま」が発足した。

群馬県では設立時及びその後の運営について側面的な支援を行った。

第五章 人権男女共同参画課

第一節 組織等の変遷

第二項 人権男女共同参画課

一 人権男女共同参画課

平成十四年三月末、同和对策事業に関する特別措置法（「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地对財特法」）が失効し、同和对策事業が特別対策から一般対策に移行したことに伴い、同年四月、人権同和課は人権男女共同参画課として二グループ（男女共同参画グループ、人権・同和グループ）体制で発足した。

平成十六年四月、環境生活部の廃止により、新設された総務局に編入され、十七年四月、男女共同参画グループと人権・同和グループを人権男女同和グループに統合した。

平成十八年四月、課内に治安回復対策室を新設し、治安回復グループを置いた。

平成二十年四月、総務局の廃止により、新設された生活文化部に編入されるとともに、グループ制に代わり、人権同和係と男女共同参画係の二係が置かれ、治安回復対策室は県民生活課へ移管された。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

人権男女共同参画課長	人権同和係 (二名)	人権啓発、同和問題、犯罪被害者等支援
次長	男女共同参画係 (四名)	男女共同参画行政推進、DV被害者支援、参画センター・女性相談所等運営

職名	在職期間	氏名
人権男女共同参画課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	安澤 礼子

治安回復対策室長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	松山 治子
人権男女共同 参画課長	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	清水 智子
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	小渕 吉信
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	鈴木 恵子
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	関根 幸恵
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	萩原 弥生

第二項 地域機関

一 ぐんま男女共同参画センター

平成二十一年四月、群馬県女性会館の老朽化による閉館に伴い、同館の機能を充実・強化し、男女共同参画社会の推進に係る県民の自主的な活動を支援する拠点施設として、ぐんま男女共同参画センターを設置した。同時に、女性相談センター（女性相談所相談部門を兼務）を女性会館から移設した。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
ぐんま男女共同参画センター所長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	本多 悦子
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	大嶋 博子

二 女性相談所・三山寮

平成十五年四月、女性相談所・三山寮は、保健福祉部保健福祉課から、環境生活部人権男女共同参画課に移管された。

平成十六年四月、環境生活部の廃止により、新設された総務局に編入されるとともに、群馬県女性会館内に設置した女性相談支援室と、女性相談所の相談部門を統合し、女性会館内に女性相談センターを設置した。

平成二十年四月、総務局の廃止により、新設された生活文化部に編入された。

平成二十一年四月、ぐんま男女共同参画センターの設置に伴い、女性相談センターをぐんま男女共同参画センターに移転した。

平成二十四年三月、中央児童相談所敷地内に、女性相談センターを新築・移転した。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
女性相談所長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	福田日出明
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	中村 強兵
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	茂木 隆雄
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	生方 始
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	中金 秀光
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	久保田泰良
〃	自平成二三・四・一 至	新井 篤

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 人権・同和行政

一 特別対策終了後の一般対策の推進

平成十四年三月、地対財特法が失効し、昭和四十四年から三十三年間にわたり実施されてきた同和地区・同和関係者を対象とした特別対策が終了して、以後の同和地区の施策ニーズに対しては一般対策で対応していくこととなった。

一般対策としての主な人権同和対策事業の概要は次のとおりである。

(一) 人権・同和問題啓発活動

ア 国の人権啓発活動地方委託事業

人権思想の普及高揚を図り基本的人権の擁護に資することを目的に、昭和四十八年度に創設された事業。現在は法務省が所管している。

委託対象事業は、①講演会、②資料の作成・配布、③放送番組の提供、④新聞広告の掲載、⑤研修会、⑥地域人権啓発活動活性化事業（ミニフェスティバル）、⑦人権啓発フェスティバル事業（全国フェスティバル）等であり、県が直接受託して執行する事業と市町村に再委託する事業がある。

平成十一年七月の人権擁護推進審議会答申で、人権教育・啓発の充実が指摘され、十二年度から国の予算規模が約三倍となり、再委託する市町村数が増加した。

県においては、新聞・ラジオによる広報、各種啓発資料の

作成配布、人権啓発フェスティバルinぐんま等の開催等を実施し、県民の人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めた。

人権啓発フェスティバルinぐんま実施状況

年度	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
期日	二・二九金	二・二〇木	二・一九金	二・三〇水	二・五火	二・二〇火	二・二七木	二・二六木	二・二五木	二・三〇水
場所	伊勢崎市	等懸町	伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市	伊勢崎市	みどり市	渋川市	桐生市	玉村町
参加者数	一、〇〇〇人	八〇〇人	九〇〇人	八〇〇人	七〇〇人	六五〇人	六五〇人	六〇〇人	二九〇人	五〇七人

市町村における人権啓発活動地方委託事業の実施状況

(単位 千円)

年度	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
市町村数	一五	一五	一六	二二	一七	一七	一〇	一〇	一八	一九
金額	二、四一七	一八、八三三	一九、六四二	一七、五四七	一六、二〇三	一七、一七六	一七、五三四	一八、七六一	一八、七二八	一四、五六〇

イ 民間団体が実施する啓発活動に対する支援

平成十二年度から十七年度までは「地域人権啓発活動委託事業」として、十八年度からは「群馬県人権尊重の社会つ

くり事業費補助」として民間団体の人権啓発活動を支援した。

実施状況

(単位 千円)

事業名	地域人権啓発活動委託事業				群馬県人権尊重の社会づくり事業費補助					
	年度	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二
総額	一、二〇九	九〇〇	九二三	五〇〇	三〇〇	二八〇	(該当なし)	一四四	七三	一七四

(二)隣保館運営費補助

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして市町村が設置している隣保館の運営費等を補助し、住民福祉の向上と

人権・同和問題の解決に向けた事業の活性化を促進した。
 なお、中核市に対しては、国が直接補助することとなり、前橋市については平成二十一年度から、高崎市については二十三年度から適用された。

隣保館運営費補助金交付状況

(単位 千円)

年度	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
隣保館運営費	九一、七四五	八九、八四四	七六、四〇七	六五、二六六	六二、四〇八	五九、八四〇	四八、七四三	四二、九三一	四三、一六四	二四、四九九
対象市町村(館数)	一〇(二館)	一〇(二館)	一〇(二館)	一〇(二館)	七(二館)	七(二館)	七(二館)	六(二〇館)	六(一〇館)	五(六館)
グイサービス事業	一、九〇八	一、九〇八	一、九〇八	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)
対象市町村(館数)	一(一館)	一(一館)	一(一館)							
地域交流促進事業	一、三八四	一、三四六	一、五九一	一、三六四	一、五六五	一、三四八	一、一二三	一、三五九	一、三二九	一、四四一
対象市町村(館数)	四(五館)	四(五館)	四(五館)	四(四館)	四(四館)	三(三館)	三(三館)	三(三館)	三(三館)	三(三館)

(三) 地方改善施設(設備)整備事業補助

市町村が設置している隣保館の大規模修繕に対して補助

隣保館施設整備費補助金交付状況

年度	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二二	二二	二三
対象市町村	高崎市	榛東村	松井田町	安中市	(該当なし)	吉岡町	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)
総事業費	四、六六六	一一〇、四三三	一四、八九六	二四、一〇九	(該当なし)	一六、五九〇	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)
補助金	三、二四三	三三、五〇〇	一一、〇九五	一二、六九七	(該当なし)	一一、一〇二	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

を行い、地域福祉の向上と住民交流を促進した。

(単位 千円)

(四) 同和地区生活相談員設置費補助

平成十三年度に県の同和対策審議会で審議された結果、十六年度終期の事業とされた。市町村が実施する生活相談員設置事業に対して補助し、地区関係者の福祉の増進を図った。

年度	一四	一五	一六
補助金額	三、一八七千円	二、五三八千円	二、五三七千円
市町村数	二九	二二三	二二三
相談員数	四四人	三五人	三五人
相談件数	一、五五一件	一、三七八件	一、四四〇件

(五) 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本指針

平成十四年三月、「偏見や差別のない明るい群馬県」を早期に実現するため、十八年度までの五年間に講じる方策についての基本指針を定めた。

平成十九年三月、基本指針の対象期間を二十三年度まで五年間延長するとともに、同和問題連絡協議会の設置・運営や、十七年三月に策定した「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」との位置づけを明確にする等の修正を行い、基本指針Ⅱとした。

平成二十四年三月、基本指針の対象期間を二十八年度まで五年間延長するとともに、二十二年度に実施した「人

権問題に関する県民意識調査」結果の反映や、行政職員等に対する意識啓発について言及する等の修正を行い、基本指針Ⅲとした。

(六) 同和問題連絡協議会

県の同和对策審議会答申及び「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本指針」を受け、地对財特法失効後の同和地区が抱える具体的な問題を把握し、一般施策の適切な実施による解決を図るため、平成十四年に同和問題連絡協議会を設置し、以後、会議や研修会等を開催した。

(七) 人権啓発専門員の派遣

企業・団体等の依頼に応じ、各種研修会等へ人権啓発専門員を講師として派遣した。

(八) 人権問題に関する県民意識調査

県民意識調査については、昭和五十五年度に「同和問題に関する意識調査」、平成二年度に「同和問題に関する県民意識調査」、十二年度に「人権問題に関する県民意識調査」を実施したが、二十二年度、同和問題をはじめとする人権問題に関する県民の意識を把握し、今後の人権啓発を進める上での基礎資料とするため、外部機関に委託して「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、報告書を作成した。

二 人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画の推進

推進

(一) 人権教育のための国連十年群馬県行動計画の推進

平成十二年五月に策定した「人権教育のための国連十年群馬県行動計画」(以下「行動計画」)に基づき、十六年度までの計画期間において、知事を本部長とする「人権教育のための国連十年群馬県推進本部」の下、行動計画に係る推進懇談会を開催して幅広く県民の意見を聞きながら、人権施策を総合的に推進した。

(二) 人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画

行動計画の五年間の成果と課題を踏まえ、さまざまな人権問題に対する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築くため、平成十七年三月、県が実施する人権教育・啓発の推進及び県行政全般における施策の方針を示した「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」(以下「基本計画」)を策定した。

(三) 群馬県人権教育・啓発推進懇談会等の開催

平成十六年、県庁内の横断組織である群馬県人権施策推進会議(以下「推進会議」)及び民間有識者で構成する群馬県人権教育・啓発推進懇談会(以下「懇談会」)を設置・開催し、基本計画を策定したほか、毎年度、推進会議及び懇談会を開催し、計画策定後の進捗状況について意見を聴取

した。

第二項 犯罪被害者等支援

一 群馬県犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等支援業務については、平成十七年四月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、また、同年十二月には「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定される等、国においては、内閣府を総合調整の窓口として、各省庁が連携して所管業務に応じた支援体制が整備された。

こうした国の動向を踏まえ、従来、警察にて所管していた犯罪被害者等支援業務の一部を、平成十八年度から当該が所管するところとなった。

県においては、平成十九年十月、計画期間を二十三年度までとする「群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することとした。その後、二十四年三月には、「群馬県犯罪被害者等基本計画」の終了を踏まえ、基本的に同計画の内容を継承した「第二次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定し、計画期間を二十四年度から二十八年度に設定した。

二 犯罪被害者等支援に係る連携・協力体制

(一) 群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会
犯罪被害者等の支援に係る各関係機関・民間団体等を構成員として、犯罪被害者等支援、再被害防止対策を効果的に推進するため、毎年度開催し、情報交換や会員間の相互理解や連携を図った。

平成十年十月、警察において群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会(以下「協議会」)を組織し、事務局として運営していたが、十七年十一月の協議会総会で事務局を警察から当課に移管することが決定し、十八年度から当課が所管することとなった。二十四年三月時点で三十一機関・団体が加盟している。

なお、県内警察署単位で被害者等支援連絡協議会が設置されており、この事務局は警察が所管している。

(二) 群馬県犯罪被害者等支援推進会議
平成二十年四月、「群馬県犯罪被害者等基本計画」の推進及び第二次基本計画の策定を見据え、県庁内関係部局の相互の緊密な連携・協力を確保するため設置した。

犯罪被害者等支援連絡協議会と併せて会議を開催する等により、円滑かつ効果的な被害者支援施策の推進を図った。

三 民間犯罪被害者等支援団体

一般社団法人被害者支援センターすてつぐんま(以下「すてつぐんま」)は、事件、事故等の犯罪被害者及びその家族又は遺族並びに暴力被害女性(以下「犯罪被害者等」)に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者意識の高揚並びに犯罪被害者等の被害の回復及び軽減に資するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間団体である。

平成十年、性暴力問題群馬弁護士ネットワークとして、性暴力被害者の相談・支援を開始し、その後、DV被害者、さらには犯罪被害者への相談支援も行うようになり、二十年、公安委員会から県内で唯一の犯罪被害者等早期援助団体に指定され、業務内容を充実してきた。

県では、犯罪被害者等支援業務について、すてつぐんまに対し、平成十八年度は事業補助を実施し、十九年度から業務委託を開始したが、その主な内容は次のとおりである。

- ・相談支援員の設置(二十年度から常勤職員一名)
- ・スパーバイザー招へい、法律相談、カウンセリング
- ・被害者等支援に関する広報啓発 等

なお、すてつぐんまは、二十四年度の公益社団法人認定を目指して取り組んでいる。

すてつぐんま業務補助・委託及び相談等の実績の状況
一八年度は補助金として執行(単位 千円)

年度	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
補助金委託料実績	二,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇七七	三,八三三	三,八八九	四,一七五
相談件数	二七四件	四〇九件	三七〇件	五五二件	六二四件	五七九件
うち直接支援件数			(二)件	(五)件	(三)四件	(六)三件

講演会・シンポジウム等の実施状況

年度	期 日	場 所	参加者数	講 演 内 容
一八	一〇・二三	前橋市総合福祉会館 県女性会館前橋市	四〇〇人 二〇〇人	世田谷一家殺人事件被害者遺族による講演 光市母子殺人事件の被害者遺族による講演
一九	一〇・二七	公社総合(元前橋市) 県女性会館前橋市	三〇〇人 二〇〇人	池田小学校児童殺傷事件被害者遺族による講演 東名高速道路路事件被害者遺族による講演
二〇	一一・二五	高崎市総合福祉センター 前橋市総合福祉会館	二五〇人 二〇〇人	池田小学校児童殺傷事件被害者遺族による講演 松本サリン事件被害者による講演
二二	一〇・三	群馬会館 県庁センターセンター	二〇〇人 二〇〇人	世田谷一家殺人事件被害者遺族による講演 神戸連続児童殺傷事件被害者遺族による講演

三三	一〇、一六	公社総合元前橋市	三〇人	茨三自冬夫殺人放火事件被害者遺族による講演
二、四	県庁ビジーセナー		七人	摂津市における犯罪被害者支援の取り組み
二三	一〇、六	県庁ビジーセナー	四九人	岩手県猟銃殺人事件の被害者遺族による講演
二二、三	群馬会館		二〇人	鹿沼市職員殺害事件被害者遺族による講演
三一、一七	公社総合元前橋市		七人	交通事故被害者北京輪シブ目木表による講演

第三項 男女共同参画の推進

一 本県の男女共同参画行政

(一) 群馬県男女共同参画基本計画等の策定

本県の男女共同参画行政は、昭和五十年の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として、五十五年に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として、「新ぐんま婦人計画」を策定した。その後、西暦二〇〇〇年までを目標年次とする、「新ぐんま女性プラン」を平成五年に策定し、女性施策の推進体制を整備した。

二次にわたる計画の策定により、以前は、社会教育分野が中心に担っていた女性対策について、県が総合的に取り組

むべき施策として位置づけられ、女性行政推進組織の具体化、審議会等への女性の参画を促進するための目標値の設定など、女性問題を解決し、男女平等社会の実現に向けて一定の成果をあげてきた。

平成十一年六月に施行された「男女共同参画社会基本法」により、都道府県男女共同参画計画の策定が義務づけられたことを受けて、十三年三月に、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定した。本プランでは、「群馬県の特徴・現状を踏まえ、男女共同参画社会づくりを有効に進めるため、県民参画のもとに条例の制定を検討します」の文言を盛り込み、十三年七月、「ぐんま男女共同参画プラン委員会」を設置した。

平成十四年六月、「ぐんま男女共同参画プラン委員会」が、「男女共同参画の推進に関する条例の制定について」の提言書を県に提出した。十六年三月、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、広く県民に理解と協力を求め、地域社会や職場などでの具体的な取組を着実に推進するため、「群馬県男女共同参画推進条例」を制定した。

この条例に基づき、平成十六年度に、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などを行った。

平成十八年三月、「ぐんま男女共同参画プラン」の後継計画として、「群馬県男女共同参画基本計画(第二次)」を策定した。本計画の基本理念として、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会」を目指すこととした。また、「啓発活動の推進」、「意思決定過程の女性の参画の拡大」、「配偶者暴力被害女性の支援」、「子育て環境の整備」を重要課題として掲げるとともに、十の基本目標ごとに指標項目を設定し、実効性のある計画とした。

平成二十三年三月、第二次計画の評価を踏まえ、「群馬県男女共同参画基本計画」(第三次)を策定した。「男女が、性別に関わらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」を基本理念とした。また、第二次計画と同様に重要課題を設け、「雇用の分野における男女共同参画の推進」に変えて、新たに「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」を重点課題として掲げるとともに、十一の基本目標ごとに指標項目を設定し、男女共同参画の更なる推進に取り組んでいる。

二 ぐんま男女共同参画センターの設置

(一)ぐんま男女共同参画センターの設置

本県では、(財)群馬県女性会館が女性団体の拠点として機能してきたが、施設の老朽化や耐震性、駐車場不足などの課題が生じていた。そのため、県有施設の中から施設の状態や費用対効果を考慮、検討した結果、平成二十年六月、自治研修センターを改修し、女性会館の機能を充実・強化する方向で、男女共同参画推進の拠点となる男女共同参画センターを二十一年度に開設することを決定した。

男女共同参画センターとして必要な施設や機能などについての検討を行うため、有識者等の委員で構成する「群馬県男女共同参画センター(仮称)準備委員会」を平成二十年九月に設置し、「群馬県男女共同参画センター(仮称)準備委員会提言」を県に提出した。

この提言を受けて、本県の男女共同参画社会、づくりに向けた事業、活動、協働、連携の総合的な拠点として、男女共同参画社会の形成を推進していくため、平成二十一年四月、「ぐんま男女共同参画センター」を設置した。また、同年七月から八月にかけて愛称募集を行った結果、参画と△(三角)県民、団体、行政の協調)を意味する「とらいあんぐるん」に決定した。

(二)男女共同参画推進のための普及啓発事業等の実施

ぐんま男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する団体の活動支援、男女共同参画に関する講座の企画・実施、図書や行政資料等の収集・情報提供、男女共同参画の視点からの調査・研究、貸室事業等を行っている。

主な事業の実施状況は、次のとおりである。

男女共同参画基礎講座（東京家政大学との共催事業）

年度	参加者（延べ人数）	備考
平成二二	三〇一	計六日間六講座の連続開催
二三	四五八 四二三	計六日間六講座の連続開催 計七日間七講座の連続開催

貸室事業

年度	利用団体	利用者人数（延べ人数）
平成二一	二二二	七、一四九人（二一、一五三人）
二二	四〇一	一一、五七八人（一八、四八七人）
二三	三三九	一一、七二三人（一八、二五四人）

登録団体

年度	登録団体数
平成二一	二五

二二	二八
二三	二八

三 女性保護及び配偶者からの暴力被害者保護等の取組

（一）ぐんまDV対策基本計画等の策定

配偶者等からの暴力（いわゆるDV）ドメスティック・バイオレンスは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げともなっている。

配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のため、平成十三年十月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行された。

また、平成十六年六月に一部改正（十六年十二月施行）が行われ、都道府県は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することも含め、その適切な保護を図る責務を有することが明確化された。この法律に基づき、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者支援の指針として、「ぐんまDV対策基本計画」を策定した。

平成十九年七月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の二度目の一部改正（二十年一月施行）が行われた。市町村における基本計画の策定が努力義務

務として規定され、市町村の役割が重視されるとともに、保護命令制度の拡大など、配偶者からの暴力による被害者支援策の充実が盛り込まれた。

この法律改正等を踏まえ、平成二十一年三月、「ぐんまDV対策基本計画(第二次)」を策定した。暴力のない社会の実現を目指して、「暴力を許さない社会づくり」、「信頼できる相談体制の整備」、「安心・安全な保護環境の整備」、「自立支援の体制整備」、「被害者支援ネットワークの構築」を基本目標として定め、積極的な施策を展開している。

(二)女性相談所・三山寮による女性保護

女性相談所は、昭和三十一年に制定された売春防止法に基づき、要保護女子の更正を目的に三十二年に設置した。この間、社会情勢の動向や女性を取り巻く社会環境の変化により相談内容も複雑多様化し、近年は、配偶者からの暴力・離婚問題、子どもの問題、精神的な問題なども寄せられている。また、生活困窮等社会生活を営む上で困難な問題を有している女性や、人身取引被害女性の保護など、求められる役割も大きく変化・拡大してきた。

特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成十三年十月に施行され、DV関連の相談が増加する中、十四年四月からは、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有することとなり、夫の暴力により避

難を求める女性からの相談、保護、自立支援等の業務に取り組んでいる。

婦人保護施設・三山寮においては、要保護女子を収容保護し、自立更生を図るための生活指導等を行っているほか、DV被害者等入所者の自立に向けた生活指導、職業指導なども実施している。平成十八年三月、一時保護所及び三山寮の増改築を行い、世帯単位での保護が可能となった。

相談・一時保護

年度	相談 (女性相談所・ 女性相談所)	一時保護所	
		要保護女子人数(延べ日数)	三山寮
三三	一、七三〇件	六三人(六四〇日)	一九人(四八八日)
三四	二、二五九件	八四人(八一三日)	二〇人(三六二日)
三五	二、二七四件	六三人(五九三日)	二一人(四二五日)
一六	四、八九〇件	五三人(六〇二日)	二九人(七三二日)
一七	五、一四〇件	六八人(六七六日)	二六人(五〇八日)
一八	五、四〇二件	八〇人(九二〇日)	二七人(七六五日)
一九	五、三三六件	七九人(七六五日)	三四人(六六八日)
二〇	五、四二二件	六二人(五四一日)	一三人(五一一日)
三一	五、一九五件	六七人(七四三日)	二八人(七二二日)
三二	五、五九九件	七一人(七五〇日)	四一人(二二二七日)

四 女性相談対応の変遷

人権男女共同参画課は、平成十五年、(財)群馬県女性会館内に「女性相談支援室」を設置し、配偶者からの暴力などの相談に対する体制の強化を図った。

平成十六年、女性相談所の相談部門と、(財)群馬県女性会館の女性相談支援室とが一体となり、本会館内で「女性相談センター」として相談業務を行った。

平成二十一年四月、(財)群馬県女性会館閉館に伴い、「ぐんま男女共同参画センター」を設置した。それに伴い、相談部門である「女性相談センター」をぐんま男女共同参画センター内に移設した。

平成二十二年四月、組織改正により、「女性相談センター」が女性相談所内組織となったが、引き続き、ぐんま男女共同参画センター内で相談業務を行っていた。

平成二十四年三月、中央児童相談所敷地内に、女性相談センターを新築・移転した。

第六章 少子化対策・青少年課

第一節 組織等の変遷

第二項 少子化対策・青少年課

一 少子化対策・青少年課

平成二十年四月、健康福祉部こども未来室の業務及び同部青少年こども課の青少年育成グループの業務が、新設の生活文化部に移管され、少子化対策・青少年課が発足した。

課の構成は、右のこども未来室の業務を担うこども未来係、右の青少年育成グループの業務を担う青少年育成係の

二係体制となった。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

少子化対策・ 青少年課長 次長	こども未来係 (四名)	少子化対策の総合推 進、ぐんまちよい得キッ ズ、ハスポート、ぐんま ちい糸プロジェクト、縁結 びネットワーク、ぐんま ち子育てインフォメーショ ン、次世代育成支援対 策推進行動計画の進行 管理
青少年育成係 (五名)	青少年施策の総合推 進、青少年健全育成推 進、青少年の非行防 止、青少年環境浄化対 策推進	

職名	在職期間	氏名
少子化対策・ 青少年課長 ”	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一 自平成二二・四・一 至	井野 佳一 飯塚 欣彦

二 青少年こども課

平成十二年四月、それまで知事部局と教育委員会で実施していた児童福祉行政と青少年行政を一元化するため、教育委員会事務局青少年課を廃止して、青少年教育と施設管理等を除いた青少年行政を知事部局に移管し、青少年こども課が発足した。

発足時の課の構成は、青少年育成担当、子育て支援担当、福祉・母子担当の三グループとした。翌平成十三年四月、三グループを子育て支援グループ、保育グループ、母子グループ、青少年育成グループの四グループに再編成し、二十年三月まで継続した。

平成二十年四月、子育て支援グループ、保育グループ、母子グループは、健康福祉部に新設された子育て支援課に移管され、子育て支援係、保育係、母子係となり、青少年育

成グループは、新設の生活文化部少子化対策・青少年課に移管され、青少年育成係となった。

歴代の課長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
青少年・子ども課長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三一	遠藤 昌男
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三一	大崎 茂樹
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	熊川 隆一
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	小川 恵子

第二節 主要な施策、事業等の推移

第二項 少子化対策

一 総合的な少子化対策の推進

知事を本部長とする「少子化対策推進本部」及び関係機関・団体等で構成する「群馬県少子化対策推進県民会議

(平成二十一年二月設置)における議論を経て、二十二年三月、県が、結婚から妊娠・出産、育児、教育までを含む総合的な少子化対策に取り組む際の指針となる、「ぐんま子育て・若者サポートヴィジョン二〇一〇」(次世代育成支援対策推進後期行動計画)を策定した。対象年度は二十二年度から二十六年度。二十三年度には、第一回点検・評価を行っている。

二 ぐんまちよい得キッズパスポート

平成十九年一月、「ぐんま子育て応援し隊」事業の一事業として開始した(十九年度は、健康福祉課こども未来室所管、二十年度から、少子化対策・青少年課所管)。

「ぐんま子育て応援し隊」事業は、本事業の他、以下、二、三、五事業の総称である。

子育て家庭を地域、企業、行政が一体となり応援する機運の醸成を目的とし、十八歳までの子ども、または妊婦を対象に「ぐーちよきパスポート」を配布し(対象：県内約二十二万世帯)、カードの提示により協賛店で「ちよっとお得なサービス」を受けられるというもの。県から協賛店への経費補助は一切なし。

平成十九年、事業開始時の協賛店舗数は、千二百六十六店であり、二十三年度末には、四千六十四店舗に増加し

た。

三 ぐんま赤い糸プロジェクト

少子化の要因の一つである、未婚化・晩婚化に社会全体で対応する目的で、出合いの少ない企業の独身男女に交流イベントを提供するもの。企業や団体の業種により独身従業員に男女の偏りがあることに着目した。

平成十九年十二月、会員団体の募集を開始し、二十年三月に第一回イベントを実施して以降、二十三年度末には、会員団体数二百九十八、累計イベント数百九十回、判明している成婚数十二組となっている。県と民間企業による共同事業である。

四 ぐんまこどもふれあい大賞

次世代を担う若い世代の子育てに対する機運を高めるため、学校や地域で実施している幼児とのふれあい体験に参加して感じたこと、考えたことについての作文を県内の中高生から募集した。平成十九年度は五百九十九作品、二十年度は二百九十作品、二十一年度は四百八十四作品、二十二年度は四百四十八作品、二十三年度には五百七十七作品が寄せられた。

五 ぐんま縁結びネットワーク

平成二十二年九月、出合いイベントに参加できない地域の若者を支援する目的で、昔ながらの地域の世話人を復活させ、若者の結婚を支援する事業を開始した。

地域での活動実績や信頼性、組織力の点から群馬県地域婦人団体連合会に事業を委託した。同連合会は、毎月開催される県域、地域での情報交換会により地域を越えた縁結びを行い、平成二十四年三月までに二百九名の女性が縁結び世話人として登録し、結婚を希望する会員同士三組の成婚を得た。

縁結び世話人の相談技術向上等のため、平成二十二年、二十三年度に各一回研修会を実施した。

六 子育て応援ポータルサイト

（子育て応援インフォメーション）

平成十九年度、子育て情報ポータルサイト「ぐんま子育て応援インフォメーション」を開設し、子育て家庭が必要とする情報を提供した。開設後、「ぐんまちよい得キッズパスポート」等の情報も掲載したところ、二十年三月の閲覧数は約四十万件に達した。

第二項 青少年育成施策

一 青少年問題協議会の運営及び青少年健全育成審議会との統合

群馬県青少年問題協議会は、昭和二十八年十月に設置以来、社会情勢に対応した総合的な青少年施策を図るため、青少年問題に係る広範な事項について調査審議を進め、連絡調整に当たってきた。

平成十三年、国が中央省庁改革に伴う審議会等の合理化により、国の青少年問題協議会を廃止したため、本県においても、行政の総合性、効率性を図ることとし、十六年からは本協議会の開催を見合わせ、十九年、群馬県青少年健全育成条例の全面改正にあわせ、本協議会と群馬県青少年保護育成審議会とを統合し、群馬県青少年健全育成審議会が発足した。

本協議会の各年度の議題は、次のとおりである。

平成十四年 子どもの社会力向上について

平成十五年 青少年健全育成施策に関する諸課題について

二 青少年をめぐる環境浄化と非行防止

(一)群馬県青少年健全育成審議会の運営

群馬県青少年健全育成審議会は、昭和三十六年に設置された群馬県青少年保護育成審議会を前身とする。

群馬県青少年保護育成審議会は、主に優良映画及び優良図書類の推奨並びに有害映画、有害図書類、有害がんに類、有害広告物について調査審議し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものについて知事に答申し、「有害指定」の措置をとってきた。

平成十六年からは審議事項を拡大して「青少年の健全な育成に関する重要事項」を追加した。

平成十九年、群馬県青少年健全育成条例の全部改正に伴い、群馬県青少年保護育成審議会と群馬県青少年問題協議会を統合して群馬県青少年健全育成審議会が発足した。

この折、部会を再編成し、第一部会では青少年の健全な育成に関する重要事項を、第二部会では有害図書類等の指定について調査審議することと規定し、平成二十二年に第二部会を設置した。

(二)群馬県青少年健全育成条例の改正

昭和三十六年に青少年の健全な育成を図ることを目的として制定した群馬県青少年保護育成条例は、時代の情勢に合わせて必要な改正を都度実施してきた。

平成十四年に「少年警察補導員」の名称変更に伴う改

正、十五年に古物の買受け制限の対象を拡大する改正、十六年に図書類自動販売機について規制の厳格化、行政処分導入、罰則の強化を図る改正、十八年に障害者自立支援法施行に伴う改正を行い、十九年には、インターネットに関する規定や酒・たばこの販売に関する規定等を新たに導入したほか、深夜外出等の制限や有害図書類の区分陳列に関する規定等の見直しを図るなどの全面改正により群馬県青少年健全育成条例と名称変更し、二十三年には、インターネット契約に関して、携帯電話・インターネット事業者等の説明義務や保護者の理由書の提出義務について追加するなどの改正を行った。

三 青少年健全育成事業

(一)群馬県青少年育成推進会議

群馬県青少年育成推進会議は、昭和四十一年に結成され、青少年育成団体や関係行政機関との連携のもとに、青少年健全育成運動の推進に努めてきた。

平成十年度からは、「大人が変われば子どもも変わる運動」を積極的に推進してきた。

結成四十周年を迎えた平成十八年には記念式典を実施した。

(二)群馬県青少年顕彰

広く青少年の模範とすべき個人、功績のあった青少年団体及び多年にわたり青少年の育成に功績のあった者を顕彰し、青少年の健全育成に資することを目的に昭和四十年から実施してきた。

平成十四年度から二十三年度までの顕彰者は、青少年個人三十九名、青少年団体三十四団体であり、各年度の青少年育成大会において表彰した。

(三)少年の主張群馬県大会

中学生が日頃考えていることや感じていることを発表し、社会の一員としての自覚を高めるとともに、中学生の意識を理解することを目的として、昭和五十四年度から実施してきた。

平成二十三年度における参加人数は四万九千六百七十九名、参加校数は百七十七校であった。

平成十五年度及び十八年度には、各一名が関東・甲信越ブロックの代表に選ばれ、全国大会出場を果たしている。

(四)「少年の日」「家庭の日」普及啓発

「少年の日(毎月第一土曜)」「家庭の日(毎月第一日曜)」普及啓発を目的に、昭和五十八年度から、作品コンクール(絵画・ポスター・標語)を実施してきた。

平成二十三年度の応募総数は、絵画・ポスター二千八百三点、標語一万四千五百四十七点であった。

(五) 青少年育成大会

全国青少年健全育成強調月間に、青少年に対する理解を深め、地域ぐるみでの健全育成活動を充実・促進させることを目的に、昭和四十二年度から実施してきた。群馬県青少年顕彰の表彰、講演等を行った。

(六) ぐんま少年の船

国際児童年を記念して平成元年度から実施した。上陸地を釧路港等として、北海道の大自然体験等を通じて青少年の健全育成を図った。事業の実施成果をうけて、十九年度の第十九回をもって本事業を廃止した。参加した青少年は、のべ八千九百七十三名にのぼった。

(七) 青少年健全育成運動(三季運動)

学校が長期休業となる、夏、冬、春の三季の、それぞれ一定期間、啓発資料を作成、配布し、青少年の健全育成と非行防止を推進した。

四 青少年国際交流

(一) 群馬県青少年国際交流支援事業

昭和四十六年度から毎年度実施された青年海外派遣事業は、のべ二千四百六十一名の青年及び役員を海外に送り出し、平成十三年度をもって終了した。

平成十四年度、群馬県青年国際活動検討委員会からの

提言を受け、支援対象を、自ら設定したプログラムにより海外で体験活動をしたい青少年とすることとし、十五年度、本事業を開始した。

活動経費の三分の二、ひとり当たり上限三十万円を補助し、応募者減少等のため平成二十年度に終了するまでの六年間、三十九名の応募者の中から十九名を支援した。

(二) 内閣府青年国際交流事業

以下の事業について、かつこ内の人数の青年が、本県からの推薦を受け参加した。

国際青年育成交流(五)、日中青年親善交流(一)、日韓青年親善交流(六)、世界青年の船(二十四)、東南アジア青年の船(五)、青年社会活動コアリーダー育成プログラム(二)

五 群馬県青少年健全育成基本計画の策定等

平成十五年三月までを取組期間とした「ぐんま青少年プラン(二〇〇一四年度)」の終了後、群馬県青少年健全育成条例の施行を受けて、二十年三月、二十年度から二十四年度を取組期間とし、「豊かな心をもち自立した、群馬の未来を担う青少年の育成」を基本目標とした「群馬県青少年健全育成基本計画」を策定し、本県の青少年健全育成の取り組みの指針とした。

六 ぐんま青少年基本調査の実施

家庭・学校・地域社会の各生活場面における青少年の意識と行動を明らかにし、本県青少年の健全育成施策推進の参考とするため、昭和六十年度を初年度とし、五年ごとに調査を行っている。平成十九年に第五回を、二十三年に第六回を実施した。

七 青少年育成コーディネーターの設置

平成十五年度から、青少年行政の企画指導、青少年育成

推進、青少年保護指導、青少年育成推進員の活動支援を目的として、県嘱託職員として、各教育事務所有一名ずつ、合計5名を配置することとした。

八 新しい有害環境から子どもを守る取り組み

平成十七年度から、子ども達が、パソコンや携帯電話でのインターネットを適切に利用できるよう、大学や青少年育成関係者と協力し、実行委員会を組織し、インストラクターの養成や出前講座などを実施した。

第七章 国 際 課

第一節 組織等の変遷

第一項 国 際 課

一 国際課

総務部国際課として幅広く国際関係業務を担ってきたが、平成十七年度に新政策課に多文化共生支援室が設置され、在住外国人との共生に係る業務が移管された。翌年、平成十八年度に観光立県の推進のため観光局が設置され、国際課は観光物産課と再編成され観光国際課となった。

その後、平成二十年度に県民生活や文化振興の業務を担う生活文化部が新設されたことに伴い、観光国際課の国際化推進業務と多文化共生支援室が再編され、生活文化部国際課として新たに設置された。

更に平成二十三年度に戦略的な国際施策の推進のため、企画部総合政策室に国際戦略係が新設され現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

国際課長 次長	国際化推進係 (五名)	国際化施策の推進、外国青年招致事業
	多文化共生推進係 (三名)	多文化共生の推進、外国人登録

職名	在職期間	氏名
国際課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	井田 建
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	西澤 正美

観光国際課長	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	須田 啓美
国際課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	山口 和美
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	小阿瀬達哉

第二項 地域機関

一 パスポートセンター

総務部国際課の地域機関であつた群馬、バスポートセンターは、平成十四年四月、事務所を前橋市元総社町の交通安全協会連合会ビル内から県庁昭和庁舎へ移転し、名称も、バスポートセンターへ変更した。また、旅券第一課を旅券課（十五年四月に課を廃止）へ、太田市の県立東毛学習センター内に置かれていた旅券第二課を東毛旅券センターへ名称変更した。

平成十六年四月には、高崎市旭町に西毛旅券センターを開設し、県内三か所で旅券業務を担当することとなった。平成十七年四月には、西毛旅券センターを西毛、バスポートセンターへ、東毛旅券センターを東毛、バスポートセンターへ名称を変更、同年六月には、中之条行政事務所内に吾妻、ハ

スポーツセンターを、沼田行政事務所内に利根沼田、スポーツセンターをそれぞれ開設した。

平成十八年四月に観光局が新設され、国際課と産業経済局に置かれていた観光物産課が合併して観光局観光国際課へ再編されたため、その地域機関となった。

平成二十年四月には、生活文化部が新設され、観光国際課が観光局観光物産課と生活文化部国際課に分割されたため、国際課の地域機関となった。

歴代の所長は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
スポーツセンター所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	荒木 秀子
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	深澤 靖
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	廣井 保夫
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	小林 裕一
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	金子 政博
〃	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	萩原 香雲

〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	大谷 明應
---	-------------------------	-------

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 国際交流推進

一 グローバル戦略推進

国際化の波は、経済や文化など県民生活全体に浸透してきており、地域や企業などに様々な影響を与えた。その結果、地域におけるグローバル化が進み、企業・団体・県民がその主役となってきた。

更に、日本は、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えており、国内経済は縮小の方向に進み始めている。一方で中国を中心とする東アジア・東南アジア諸国は急激な勢いで経済成長を続け、世界経済の牽引役としての存在感が増してきた。

このような国内外の状況の変化により、今までの国際交流を中心とした県の施策を見直し、新たなグローバル戦略を推し進める必要が出てきた。内陸に位置し、空港や港を持

たない本県は、外国との接点が少なく、海外に目を向けた経済政策の必要性についての意識が低かったため、平成二十四年三月に、著しい経済発展が進む東アジア・東南アジアの勢いを取り込み、本県経済の活性化に繋げるための経済戦略として、二十七年を目標年次とした「群馬県国際戦略」を策定した。

二 語学指導を行う外国青年招致事業

昭和六十二年から、国と県、市町村が協力し、外国語教育の充実及び地域レベルでの国際交流の進展を図ることを目的として、地域国際交流関係事務を行う国際交流員と学校において語学指導の補助を行う外国語指導助手を招致する事業を実施している。

本県の招致人数の推移

(単位 人)

年次	国際交流員	英語指導助手	計
平成一四	二	一五〇	一五六
一五	二	一四九	一五一
一六	三	一三六	一四一
一七	二	一一一	一三三
一八	二	一一二	一二四
一九	二	一一二	一二四

二〇	二二	一一〇	一一二
二一	二二	一一〇	一一二
二二	二二	九九	一一一
二三	二二	七九	一〇九

三 (財)群馬県観光国際協会

(財)群馬県観光国際協会は、平成二年十月に(財)群馬県国際交流協会として設立され、本県における国際交流を推進する中核的な組織として、国際交流の普及啓発事業、留学生等の在住外国人や民間国際交流団体・国際交流ボランティアへの支援事業など、本県の国際化の進展に向けた諸事業に取り組んだ。

その後、平成十九年四月一日に(財)群馬県観光開発公社、(社)群馬県観光協会、群馬県温泉旅館協同組合が再編・統合され(財)群馬県観光国際協会が設立された。

県は、この(財)群馬県国際交流協会及び(財)群馬県観光国際協会に対し、財政的並びに人的な支援を行った。

(財)国際交流協会の主な事業

(平成十四年度～十八年度)

国際交流相談事業、情報収集・提供事業(国際ライブラ

リー運営、四方国語版ぐんまガイド発行等）、民間国際交流・協力振興事業（国際協力支援セミナー開催、国際交流ボランティア人材バンクの運営、日本語ボランティア養成講座開催等）、国際交流・国際理解事業（国際交流まつり開催）、留学生支援事業（留学生奨学金支給、リサイクル自転車支給）、外国人のための法律相談事業、通訳センター（平成十九年度からは多言語インフォメーションセンター）の運営（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語）、外国人未払い医療費対策事業等

（財）群馬県観光国際協会の主な事業

（平成十九年度～二十三年度）

前身の（財）群馬県国際交流協会の事業に次の事業が追加された。

観光振興・観光宣伝事業（観光展等開催、観光マップ作成等）、観光施設事業（県立榛名公園内施設、県立赤城公園内施設の管理・運営等）、宿泊幹旋事業（宿泊幹旋、企画商品開発）等

※なお、平成二十四年二月一日に（社）群馬県物産振興協会と合併し、（財）群馬県観光物産国際協会となった。

四 国際交流民間組織、市町村組織

県内の国際交流民間組織は、広く外国との文化、芸術、スポーツなどの交流を目的とするもの、特定の国との友好交流を目指すもの、ボランティア活動を目的とするもの等、それぞれ特色を持ちながら、さまざまな国際交流を行っている。

また、市町村における国際交流も活発に行われており、姉妹都市交流は平成二十四年三月現在で十一市五町一村が世界三十七都市と提携しており、交流事業を実施している。中・高校生の海外派遣事業では、二十三年度に二十市町村が約四百名の生徒を派遣した。

その他、市町村独自の各種交流事業が展開されており、こうした活動を支える市町村国際交流協会が、平成二十三年度現在で十八団体ある。

五 海外県人会

本県からの移住者を中心に、ブラジル（サンパウロ州、パラ州）、パラグアイ、アルゼンチン、カナダ、アメリカ（南カリフォルニア、ハワイ州）の五ヶ国に七団体が組織されているほか、本県出身者を中心に作られたフィリピンの一団体の計八団体があり、本県出身の移住者及び居住者の発展を支援し、県民との交流を促進する目的で活動を展開している。

県では、これらの県人会に活動費を補助しているほか、群

馬県海外移住家族会を通じ、郷土カレンダーや使用済み教科書、各種パンフレット等を送付し、県人会の活動を支援した。

また、平成二十三年には、海外進出企業の本県出身者による上海とシンガポールの県人会組織を、現地の県イベントへの協力や、情報提供・情報発信などに協力してもらった「海外ぐんまサポーターズ」として委嘱した。

各県人会の周年記念行事については、平成十七年に、サンパウロ州の在伯県人会が創立六十周年（同州との姉妹提携二十五周年）、在ブラグアイ及び在アルゼンチン県人会が創立二十五周年、二十二年には、在伯県人会が六十五周年（姉妹州県提携三十周年）記念式典を開催した。また、十八年には、在北伯群馬県人会が地球環境の保全を目的に設立した「アマゾン群馬の森」の十周年記念式典が、パラ州で開催された。

第二項 地域国際化推進

一 国際理解講座

本県関係者の海外生活体験や様々な国の生活・文化などについて、小・中学生に広く紹介することにより、国際理解の促進を図ることを目的に、平成九年度から青年海外協力

隊の帰国隊員による体験発表会を県内小・中学校で開催してきた。

平成十三年度から県受入研修員や国際交流員などが母国の文化等を紹介する「異文化ふれあい教室」や国際課職員が県内の外国人の状況等を説明する「総合学習支援事業」を加え、内容の充実を図った。

平成二十一年度からは、青年海外協力隊員による体験発表会を独立行政法人国際協力機構の国際協力出前講座に移行し、国際理解講座としてはワークショップ形式で多文化共生や国際理解・国際開発等について学習する「多文化共生ワークショップ」を開催している。

この結果、平成二十三年度までに延べ約六八〇校で講座を開催し、多くの小・中学生が異文化への理解を深めた。

第三項 多文化共生推進

一 外国人県民の状況

本県の外国人登録者数は平成二年六月の改正入管法（出入国管理及び難民認定法）施行後、顕著な伸びが見られたが、その後も引き続き増加傾向が続いた。十二年に四万人を突破し、二十年には四万八千三十二人となり、県人口の二・三九%を占めるようになったが、その後は減少傾向に転

じた。

平成十二年度からは、外国人登録事務が市町村の法定受託事務とされたが、県として引き続き法務局や市町村に文書依頼により、外国人登録者数の把握に努めた。

二 多文化共生推進指針

改正入管法により、就労に制限のない在留資格「定住者」が新設されたのを契機に、外国人の受入れが飛躍的に増加してきたことから、国（総務省）は平成十八年三月に自治体のガイドラインとなる「多文化共生推進プラン」を策定するとともに、各自治体において指針を策定するよう求めた。

これを受け、県では平成十八年度に有識者からなる検討委員会を設置し、十九年十月、関係部局が横断的に取り組むべき総合的な施策の方向性を示す「群馬県多文化共生推進指針」を策定した。

「多文化共生社会の形成による豊かな地域づくり」を基本目標に掲げ、「県民の多文化共生への理解を深める」、「外国人県民の自立と社会参画を進めるための環境を整備する」、「多文化共生を推進するための体制を整備する」を施策の方向性として位置付けた。

三 多文化共生推進事業

多文化共生の推進は、在住外国人に最も近い市町村が、様々な支援を提供する中心的な役割を果たしており、県は、市町村・地域団体間の連携を横断的にコーディネートしたり、広域・専門的な課題に対し、市町村と連携して取組みを行う役割を担っている。このことを踏まえ、県では、全県域を対象として、次の三つを柱として、多文化共生推進事業を実施した。

（一）県民意識啓発事業

平成十八年度に県が実施した調査によると、外国人集住地域における外国人と日本人の間には、互いの交流・共生に対する意識に大きな隔たりがあり、日本人は外国人との交流に関して意識が低いことが分かった。

平成十九年度から二十一年度にかけて、五つの県民局を単位とした多文化共生シンポジウムを実施し、地域毎の課題解決に向けた意識啓発を行ったが、二十二年度からは、課題を絞り込むため、県民局単位から市町村・団体を単位として、多文化共生ワークショップを実施した。

（二）外国人県民自立支援事業

外国人県民は言語や生活習慣の違いから多くの課題を抱えており、地域社会の中で支障なく生活を営んでいくためには、日本語の習得や日本文化の理解など、コミュニケーション面や生活面での支援や社会参画するための仕組みづく

りが必要である。

教育・医療・保健・福祉・労働、防災、防犯・交通安全などの分野において様々な課題があるなか、医療通訳ボランティアの養成及び派遣、外国人心理カウンセラーの招致、外国人教育相談窓口など各種事業を実施するとともに、各種媒体を通じた多言語による情報提供を行った。

(二)多文化共生推進体制整備

多文化共生の推進には、様々な分野における関係機関との連携が必要であるため、平成十七年度に、多文化共生を推進するための庁内関係課による多文化共生推進検討委員会を設置し、多文化共生社会に関する全庁的な施策の推進や課題の検討を行うとともに、県内市町村との意見交換会を行い、連携体制の整備に努めた。

また、在住外国人が多く居住する県・市とともに「多文化共生推進協議会」を平成十六年三月に設置し、多文化共生の地域づくりに必要な法制度の整備について国に働きかけを行うとともに、在住外国人が多く居住する市町で構成する「外国人集住都市会議」にオブザーバーとして参加し、連携強化に努めた。

四 多文化共生推進士

群馬県では、言葉や文化の違いによる外国人と日本人と

の生活上の摩擦等の諸問題が全国的にも早期から発生したため、行政による体制整備と多文化共生の地域づくりが試行錯誤的に実施されてきた経緯があった。

県は、過去の取り組みから、地域において人と人をつなぐ人材、外国人と日本人の間に立ってコーディネート機能を果たせる人材の重要性を強く認識し、平成二十一年七月、地域再生法に基づく「多文化共生社会の形成を目指した地域形成計画」の認定を国から受け、これに基づき、二十二年度、群馬大学に多文化共生教育・研究プロジェクト推進室を設置し、多文化共生という視点から地域の活性化を図る人材「多文化共生推進士」の養成を開始した。この事業は、群馬大学が養成した人材を、群馬県が「多文化共生推進士」として認定し活用する官学連携の取り組みであった。

第四項 旅券発給

一 旅券発給事務

平成十四年四月、旅券発給業務は、県庁昭和庁舎に移転したパスポートセンターと、太田市東毛旅券センターの二か所で行っていたが、十六年四月には高崎市に西毛旅券センターが開設され、さらに、十七年六月には、吾妻パスポートセンターと利根沼田パスポートセンターが開設されたた

め、県内5か所で旅券発給業務を行うこととなった。

県。バスポートセンター及び東毛バスポートセンター（東毛旅券センターから名称変更）では平成十三年六月から、西毛。バスポートセンター（西毛旅券センターから名称変更）では十七年四月から日曜日の交付窓口を開設していたが、この三か所の窓口では、十八年四月から毎月第二・第四火曜日の午後七時まで交付時間を延長した。

平成二十二年四月、五か所の窓口において、午前八時四十五分から午後四時三十分までであった受付時間を、午前九時から午後四時三十分までに変更した。

本県では、「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、平成二十二年十月には、伊勢崎市、甘楽町、板倉町、明和町の四市町へ、二十三年十月には、桐生市、館林市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、嬭恋村、草津町、片品村、みななみ町、千代田町、大泉町、邑楽町の十三市町村へ、二十四年一月には、みどり市、川場村、昭和村、玉村町の四市町村へ、旅券の申請・交付等の窓口業務を移譲した。

平成二十三年六月には、同年三月に発生した東日本大震災の被災者に向けて、「群馬県東日本大震災の被災者に係る震災特例旅券の発給申請手数料の特例に関する条例」

を施行した。

一般旅券の発給等申請件数は次表のとおりであるが、平成十五年にはイラク戦争の勃発、SARSの発生等を理由として、出国者数が少なくなつたと推測される。

一般旅券発給等申請件数と出国者数の推移

年次	申請件数	出国者数
平成一四	五三、五〇四	一八五、二三九
一五	三九、一一七	一四四、三八七
一六	五一、五〇七	一九二、七一八
一七	五〇、九四九	一九五、〇五六
一八	五七、一六六	一九五、五八五
一九	五五、八九八	一八九、九一五
二〇	四八、九八〇	一七二、五五一
二一	四九、五三八	一五七、三〇二
二二	五二、九一〇	一七〇、三九五
二三	五〇、四三五	一六七、五五四

第八章 文化振興課

第一節 組織等の変遷

第二項 文化振興課

一 文化振興課

平成二十年四月、生活文化部の設置に伴い、文化振興業務を教育委員会から同部に移管し、文化づくり係、文化振興係、文化施設係の三係からなる文化振興課を発足し、現在に至っている。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

文化振興課長		次長
文化づくり係 (四名)	文化資源の発掘・活用、伝統文化継承	文化振興係 (三名)
文化施設係 (四名)	文化施設の指導・育成	文化施設係 (四名)

職名	在職期間	氏名
文化振興課長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三二	折茂 泉
〃	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三二	高橋 真
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	山口 悟

二 文化課（教育委員会）

平成十三年四月現在の教育委員会文化課の組織は、二係（企画調査係、文化普及係）の体制であったが、国民文化祭の終了に伴う組織再編により、十四年四月、文化財保護課（文化財保護係、埋蔵文化財第一係、埋蔵文化財第二係）と統合して文化課に改組し、五係制とした。

平成十五年四月のグループ制導入に伴い、企画調整グループ、振興グループ、埋蔵文化財グループの三グループとし、十六年四月には、文化振興グループ、文化財活用グループ

ブ、埋蔵文化財グループに改組した。
歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
文化課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	河部 滋
〃	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	倉澤 勉
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	熊川 隆一

第二項 専門機関

一 近代美術館

明治百年記念事業の一環として昭和四十九年十月に開館した近代美術館は、平成七年四月から三課（総務課、教育普及課、学芸課）体制であったが、十五年四月からは総務普及グループと学芸グループの二グループ体制を、二十年四月からは総務係、教育普及係、学芸係の三係体制を採り、現在に至っている。また、二十一年四月からは、事務の効率化の観点から、隣接する歴史博物館と総務部門の一元化を図っている。

歴代の館長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
近代美術館長	自昭和六一・四・一 至平成一七・三・三一	中山 公男
〃	自平成一七・四・一 至平成二二・三・三一	木島 俊介
〃	自平成二二・四・一 至	中山 博美
近代美術館副館長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	野口 淳一
〃	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	中金 秀光
〃	自平成一九・四・一 至平成二二・三・三一	松下 道郎
〃	自平成二二・四・一 至平成二二・三・三一	茂木今朝雄
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	栗原 哲也

二 館林美術館

東毛地域における芸術文化振興の中核施設として平成

十三年十月に開館した館林美術館は、三課（総務課、教育普及課、学芸課）体制で発足し、十五年四月から総務普及グループ、学芸グループの二グループに改組した。二十年四月から総務普及係、学芸係の二係体制とした後、二十一年四月から総務普及係を教育普及係に改称し、現在に至っている。

歴代の館長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
館林美術館長	自平成一四・四・一 至平成一四・五・二二	中山 公男
〃	自平成一四・五・二三 至平成二二・三・三二	木島 俊介
〃	自平成二二・四・一 至	染谷 滋
館林美術館副館長	自平成一三・四・一 至平成一五・三・三二	尾内 宏之
〃	自平成一五・四・一 至平成一七・三・三二	高橋 義司
〃	自平成一七・四・一 至平成一七・三・三二	稲垣 泰男
〃	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三二	安田 隆

〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	三牧 文雄
---	-------------------------	-------

三 歴史博物館

明治百年記念事業の一環として昭和五十四年十月に開館した歴史博物館は、平成七年四月から三課（総務課、教育普及課、学芸課）体制であったが、十五年四月に総務普及グループと学芸グループの二グループに改組した。二十年四月から総務係、教育普及係、学芸係の三係体制とした後、二十一年四月に総務係が近代美術館に統合されて二係体制となり、現在に至っている。

歴代の館長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
歴史博物館長	自平成一〇・四・一 至平成一四・八・三一	峰岸 純夫
〃	自平成一四・九・一 至	黒田日出男
歴史博物館副館長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三二	轟 公之
〃	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三二	廣井 努

職名	自然史博物館 名誉館長	氏名	長谷川善和
在職期間	自平成二一・四・一 至		

自然史博物館長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	石川 喜之
”	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	宮崎 昇
”	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	福島 敏夫
”	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	山崎伸一郎

四 自然史博物館

自然史博物館は平成八年四月、三課（総務課、教育普及課、学芸課）体制の教育機関として設置し、同年十月に開館した。十五年四月から総務普及グループ、学芸グループの二グループに改組し、二十年四月から総務係、教育普及係、学芸係の三係体制とした。二十一年四月、総務係と教育普及係を統合して教育普及係となり、現在に至っている。歴代の館長等は、次のとおりである。

自然史博物館長	自平成 八・四・一 至平成二一・三・三一	長谷川善和
”	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	佐藤 幹夫
”	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	田島 一男
副館長	自平成二三・四・一 至平成二五・三・三一	中村 五郎
”	自平成二五・四・一 至平成二六・三・三一	萩原 治彦
”	自平成二六・四・一 至平成二二・三・三一	佐藤 幹夫

五 土屋文明記念文学館

歌人・土屋文明の業績を顕彰し、併せて本県ゆかりの文学の魅力を発信する中核施設として、平成八年七月に開館した土屋文明記念文学館は、二課（総務普及課、学芸課）体制で発足し、十五年四月から総務普及グループ、学芸グループの二グループに改組した。二十年四月から総務普及係、学芸係の二係体制とした後、二十一年四月から総務普及係を教育普及係に改称し、現在に至っている。歴代の館長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
土屋文明記念 文学館長	自平成八・七・一 至平成一四・八・三	伊藤 信吉
文化スポーツ部長 兼土屋文明記念 文学館長	自平成一四・八・四 至平成一六・三・三一	下山 博
土屋文明記念 文学館長	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	佐藤 恭一
教育長兼 土屋文明記念 文学館長	自平成一八・四・一 至平成一八・四・三〇	内山 征洋
図書館長兼 土屋文明記念 文学館長	自平成一八・五・一 至平成二〇・三・三一	岡田 芳保
土屋文明記念 文学館長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	岡田 芳保
〃	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	入沢 正光
土屋文明記念 文学館副館長	自平成二一・四・一 至平成一九・三・三一	飯塚 薫
参事兼土屋文明 記念文学館副館長	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	飯塚 薫
土屋文明記念 文学館副館長	自平成二一・四・一 至平成二三・三・三一	黒澤 均

〃	自平成二三・四・一	福島 敏夫
---	-----------	-------

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 文化行政の推移

私たちの郷土群馬は、古代から東国文化の中心地として脈々と築き上げてきた歴史と多彩な文化に富んだ地域であり、近代から現代にかけては産業、教育及び芸術の各分野で輝かしい歴史を有している。また、取り巻く豊かな自然も私たちの文化と暮らしを支え、各地域で継承されてきた伝統文化は、人々の結びつきを強くする役割を果たしてきた。しかし、二十一世紀を迎え、社会環境、経済状況等の変化により人と人、人と地域とのつながりが希薄になってきている。このような環境の中、平成二十年度には本県の文化行政を総合的かつ一体的に推進するための組織改正を行い、生活文化部に文化振興課を設置した。

また、昭和五十六年三月に、全国に先駆けて県議会で決議された「文化県群馬」宣言から三十年以上が経過したこ

とから、群馬らしい文化の高揚を目指すとともに、先人から受け継いできた群馬の限らない可能性を大きくはばたかせるため、平成二十四年三月に「群馬県文化基本条例」を制定した。

第二項 芸術文化

一 音楽

本県の音楽文化の原点ともいえる群馬交響楽団は、主な県事業として、移動音楽教室・高校音楽教室、県民音楽のひろば等の演奏活動を積極的に実施した。平成二十二年一月には、移動音楽教室の鑑賞児童・生徒数が六百万人を突破した。

平成十五年には、楽団の草創期がNHKの番組「プロジェクトX」に取り上げられた。また、国民文化祭で制作したオペラ「みづち」を、十六年に新国立劇場で公演した。十七年には、新潟県中越地震チャリティーコンサートを開催し、NHK連続テレビ小説「ファイト」のテーマ曲の演奏を手がけた。

平成十八年には、楽団創立六十周年の記念演奏会を東京と県内四カ所で実施したほか、二十三年の東日本大震災の折りには、東北各県での慰問コンサートや、県内の避難所での演奏会、チャリティーコンサートを開催するなど、社会

貢献活動にも積極的に取り組んだ。

このほか、主だった音楽文化の活動としては、「草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティヴァル」がある。これは、昭和五十五年から関信越音楽協会により開催されており、全国的にも著名な音楽祭として定着してきている。県は、これに当初から補助を行っている。

二 演劇

平成十四年、十五年には、舞台芸術をとおして、地域の文化振興等に貢献できるリーダーの育成を目指す「ぐんま文化塾」を開催し、塾生らが富岡市で公演したほか、二十一年、二十一年には、アマチュア演劇公演に発表の機会を提供した。

文化庁の巡回公演では、移動芸術祭巡回公演、子ども芸術劇場、青少年芸術劇場、芸術体験劇場、芸術文化総合体



オペラ「みづち」 東京公演

験事業、舞台芸術ふれあい教室、芸術文化ふれあい教室など、一貫して本物の舞台芸術に触れる機会を提供し続けてきた。

県内演劇団体の活動については、昭和五十九年に設立された県芸術文化振興基金を活用した支援を継続した。アマチュア劇団を中心に様々な演劇活動の発表を助成し、県内の演劇活動の活性化、裾野の拡大に効果を上げた。

三 県展

美術、書道、写真、華道、茶道の県展五部門は年ごとに充実し、平成二十一年には美術、書道、華道が六十周年を、茶道が五十五周年をそれぞれ迎え、写真も十九年に五十五周年を迎えた。

美術展、書道展は昭和四十九年の近代美術館開館以降ここを会場に開催しているが、平成二十三年度の出品数は美術千四十九点、書道二千三百七十八点となっている。写真展は、二十三年から県庁県民ホールに会場を移し、より多くのアマチュア写真家の参加を得て開催した。華道展は、県庁県民ホールや高崎高島屋を会場として開催した。各流派の創意あふれる作品が、訪れる観客の目を楽しました。大茶会は、各流派の枠を超えた茶会として県内各地区を巡回して開催し、高校生の席を設けるなど伝統文化の継承にも

努めている。

平成十六年には県展山崎記念特別賞二十回記念展を県庁昭和庁舎で開催し、これまでの受賞作品を一堂に展示した。

四 文学

昭和三十八年創設の県文学賞は、七部門にわたり優れた文学作品を選奨してきた。平成二十三年度(第四十九回)までに三百八名が受賞している。受賞者の多くは、その後も県文学界で地道な活動を続けている。受賞作品集は毎年刊行し、十四年度には三十周年以後の動向を「群馬県文学賞の四十年」にまとめ関係者に配布した。

五 その他

県芸術文化振興基金により、平成三年度から、芸術文化団体の活動成果の発表に係る経費を補助する「文化活動支援事業(十五年度まで)、十六年度から、県内のアマチュア団体を学校等へ派遣して、子どもたちが文化に触れる機会をつくる「はじめての文化体験事業」を実施した。

顕彰については、県文学賞のほか、市町村や広域で地道に芸術文化の普及振興に貢献した個人又は団体を顕彰する「県文化奨励賞」において、平成十四年度から二十三年度ま

でに個人八十四名、六十三団体を知事表彰した。

第三項 文化資産

一 地域づくり

平成十三年に開催した国民文化祭を契機として、十四年六月に「国民文化祭記念・地域創造基金」を創設し、文化の振興による創造性豊かな地域づくりのため、市町村等への助成事業を行っている。

平成十五年度からは、県民の自主的・先駆的な継続性のある活動を支援する「文化の芽支援事業」(二十年度まで)を、二十年度からは、「一郷一学」を発展させ、市町村が行う地域づくりと結びつけた文化活動を支援する「地域の文化」支援事業のほか、地域の伝統文化を継承し、地域社会の再生を目指す「伝統文化継承



全国地芝居サミット in ぐんま・渋川

事業」を開始した。その際に実施した「伝統文化調査」の結果、行事の中断や廃絶件数が多いことから、二十一年度から、地域の伝統文化を継承していくための活動費を補助する「群馬のふるさと伝統文化」支援事業を実施した。

平成十九年十一月に「全国地芝居サミット in ぐんま・渋川」を開催し、国指定重要有形民俗文化財「上三原田の歌舞伎舞台」での上演や、舞台操作ワークショップ、シンポジウム等を行った。

二 上毛かるた

群馬県特有の文化である「上毛かるた」の一札一札をもう一度検証し、ふるさとぐんまへの誇りと愛着を醸成するため、平成二十一年に、副読本『上毛かるた』で見つける群馬のすがた』を発行し、小学四年生用の副読本として、県内の全ての小学校へ無償配布した(二十二年からは一般販売を開始)。また、二十三年の群馬グステイネーション・キャンペーンに合わせて、「上毛かるた」ゆかりの地を訪れてもらうため、二十二年度に、ガイドマップ『上毛かるた』ゆかりの地文化めぐり』を発行した。

第四項 文化施設

一 文化会館、ホール

県民会館は、県民文化をリードする役割を担い、海外の優れたオーケストラやバレエ等の公演、群馬交響楽団の演奏、歌舞伎や伝統芸能の公演、県民文化講座の開催等を実施してきた。平成十八年から指定管理者制度を導入し、現在は「群馬県民会館管理共同事業体(代表団体・群馬県教育文化事業団)」が指定管理者として運営している。また、二十一年からネーミングライツを導入し、「ベイス文化ホール」の愛称で現在に至っている。二十四年三月末における累計利用者数は、千八百八十二万八千人となっている。

平成七年二月に開館した「みかほみらい館」は、十八年度から二十年度まで指定管理者制度により、(財)藤岡市文化振興事業団に運営を委託していたが、二十一年四月に藤岡市に所有権を移転した。

歴代首相を顕彰するため、平成二十年には昭和庁舎に「上州人宰相」記念室を、二十三年には「県政の歩み」展示室を開設した。

昭和から平成にかけて、県内でも多くの公立文化施設が建設された。固定席三百席以上のホールを有する施設数は、平成二十四年三月末現在で六十一となっている。

二 美術館

昭和四十九年十月に開館した近代美術館は、県民文化の向上を図ることを目的に、優れた芸術作品の展示と幅広い美術館活動を行い、平成十五年九月には観覧者数累計四百万人を達成した。翌十六年には開館三十周年を記念して、印象派からシュルレアリスムに至る、近代美術作品約九十点を紹介する「西洋の誘惑」展を開催し、一万二千人を超える観覧者を迎えた。また、十七年十二月から二十年二月にかけて改修工事を行った。二十年四月にリニューアルオープンし、明るく開放的な展示室となった。

平成二十三年三月、東日本大震災が発生し、被災者支援のため、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館と共に、被災者の観覧料を無料にした。

開館以来の延べ観覧者数は、平成二十四年三月末現在で四百五十七万人を上回った。

館林美術館は、近代美術館から遠い地域に住む県民に、美術作品鑑賞の機会をより多く提供することにより、県域全体の美術振興を図るため、平成十三年十月に開館した。「自然と人間」をテーマに、調和、共生、対峙など自然と人間の様々な関わりを表現した、国内外の優れた美術作品を収集、展示しているほか、ワークショップなどの教育普及活動も展開している。東毛地域の文化振興の拠点としての期待を受けて、テーマに沿った多彩な企画を紹介する中で、地元

にゆかりのある作家も積極的に取り上げた。また、地域に開かれた美術館づくりのため、二十一年から館林邑楽地区小学生木版画展を開催している。各種教育普及事業等の充実強化も行い、開館以来の延べ観覧者数は、二十四年三月末現在で四十三万人を上回った。

三 歴史博物館

歴史博物館は、本県の成り立ちやしくみについて知るための実物資料、模型や写真等を常設展示しているほか、特定のテーマやその時々々の話題などにスポットを当てた企画展や特別展を開催している。

教育普及事業では、学芸員講座や企画展開催時に各種講演会を実施し、また、学習指導要領に合わせた教育展示「むかしのくらし」を開催する等、学校教育との連携を図った。さらに、展示室内では展示物や歴史の理解を深められるよう、ワークシート学習や随時解説を行い、体験学習として学校や社会教育団体を対象に「火おこし」や「昔の遊び」、企画展に関連した簡単な装飾品づくり等を実施した。

平成二十一年秋に開催した開館三十周年記念企画展「国宝武人ハニワ、群馬へ帰る」は、群馬県出土の国宝埴輪を展示するとともに、東国をリードする上毛野の埴輪や、近畿地方をはじめ各地の埴輪の優品を一堂に展示したもの

で、期間中、三万七千人を超える観覧者を迎えた。昭和五十四年十月に開館して以来、平成二十四年三月末現在の延べ観覧者数は、四百四十万人を上回っている。

なお、平成二十三年八月、企画展「関東戦国の大乱」を開催中、重要文化財の毀損事故（水滴落下）が発生し、それ以降は企画展を中止している。また、同年十月に公開承認施設の承認が取り消しとなった。これを受けて、事故原因の究明と必要な改修内容について把握するための調査を実施した。

四 自然史博物館

自然史博物館は平成八年の開館以来、県民が自然に親しみ学習する施設として、調査・研究や展示などの事業を行ってきた。観覧者数は二十年八月に二百万人を超え、二十四年三月末現在では二百五十七万人を上回っている。



開館三十周年記念企画展

調査研究では、平成十五年三月に日本初の獸脚類歯化石「スピノサウルス類」を発表した。二十二年三月には、十四年に鑄川で発見され、翌年寄贈されたクジラの化石を新属新種ヒゲクジラであると発表した。収蔵資料数は年々増加し、二十四年三月末現在、十二万八千件超である。

展示では、平成十八年に開館十周年記念展「コアラ大陸 オーストラリアくふしぎな動物たちの世界」を開催した。二十三年には開館十五周年記念「よみがえる！謎の巨大恐竜スピノサウルス」を群馬デスティネーション・キャンペーンの一環として行い、九万九千人を超える観覧者があつた。

教育普及事業は学校や社会の変化に合わせて内容を見直してきた。平成十四年には学校週五日制に対応するため、生物や地学に関する簡単な実験等を行うサイエンス・サタデーを開始した。十八年からは、より開かれた博物館を目指し、「ミュージアムナイトツアー」及びバックヤードツアーを行っている。

平成二十三年に発生した東日本大震災に対し、被災施設での標本救済活動等の復興支援にも取り組んだ。

なお、自然史博物館の附帯施設として「かぶら文化ホール」が併設されている。平成十八年から指定管理者制度を導入し、富岡市が指定管理者として運営している。

五 土屋文明記念文学館

土屋文明記念文学館は、土屋文明及び本県にゆかりのある文学者の資料を収集・保管・展示する施設として、平成八年七月に開館して以来、文学の中核施設として活動を推進している。常設展示では、百年にわたる土屋文明の生涯を「ひとすじの道」としてたどり、文学作品や関係の文学者などを時代を追って紹介している。また、県内の文学館はもとより県外の文学館とも連携を取りながら、詩・短歌・俳句・小説等、様々な文学について、テーマを深め、視点を変えて企画展を開催したり、県出身・ゆかりの文学者の文学展示を開催したりしている。十八年度に開館十周年記念企画展「岸田衿子・野の花の道く北軽井沢より」等を開催した。「学校連携事業として、十四年度から二十二年度まで児童詩作教室や児童詩展を実施し、二十三年度からは学校との連携を強化するため、小学生向けの副読本の作成や全国的に活躍する著名歌人の学校への派遣、短歌展を実施し、好評を得ている。

また、館長の伊藤信吉の監修の下、平成十一年から刊行してきた「群馬文学全集 全二十巻」を十五年三月に完成させ、近代文学の遺産の集大成となり、未来に語り継がれている。なお、開館以来の延べ観覧者数は、二十四年三月末在で二十八万人となっている。